

マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題
(2025 年6月)

2025 年6月

金 融 庁



目次

はじめに（本文書の趣旨）	3
第 1 章. マネロン等対策の更なる高度化に向けた取組	4
1. マネロン等対策に係る現状	4
2. FATF 第 5 次対日相互審査に向けた政府全体の取組	4
(1) 政府行動計画の履行状況	4
(2) IO 3 関係省庁連絡会	6
3. 基礎的なマネロン等リスク管理態勢整備に係る取組	6
(1) 基礎的なマネロン等リスク管理態勢整備の状況	6
(2) 事業者の処分事例と要因	8
4. 有効性の確保・高度化に向けた取組	10
(1) RBA の取組	10
(2) 有効性検証	12
(3) 為替取引分析業に係る動向	17
(4) 「疑わしい取引の参考事例」の改訂	18
5. マネロン等の国際的な規制における 2024 事務年度の新たな動向	21
(1) FATF 勧告 16 改訂：クロスボーダー送金の透明性向上	21
(2) FATF 勧告 1 改訂：金融包摂	21
6. 金融庁所管事業者の取り扱う個別の商品・サービスに関する 2024 事務年度の新たな動向	22
(1) 暗号資産に係る動向	22
(2) 高額電子移転可能型前払式支払手段に係る動向	25
(3) ステ이블コインに係る動向	25
(4) クロスボーダー収納代行に係る動向	27
第 2 章. 国民を金融犯罪から守るための取組	29
1. 金融犯罪対策に係る取組の現状	29
2. 「被害に遭わせない」ための対策	30
(1) 詐欺的な投資に関する相談窓口の開設及び受付実績	30
(2) 無登録で金融商品取引業を行う者に対する取組	31
(3) SNS 上の投資詐欺が疑われる広告等に関する取組	32
(4) フィッシング等による不正アクセス・不正取引への対策の現状と取組	33
(5) ATM での詐欺被害防止に向けた取組	33
3. 「犯罪者のツールを奪う」ための対策	34
(1) 口座の不正利用等防止に向けた対策の強化	35
(2) 金融機関間での情報共有の促進	35

（３）	金融機関による警察への情報提供・連携	36
（４）	在留期間が満了した外国人名義の口座の利用制限	37
（５）	インターネットバンキングに係る対策強化	38
（６）	不正利用口座の情報共有	38
（７）	本人確認の厳格化	40
４．	利用者向けの周知・広報の強化	41
（１）	継続的顧客管理に係る官民一体・業界横断的な広報	41
（２）	金融犯罪対策に係る警察庁等と連携した広報	42
コラム１：	有効性検証の試行的な対話で把握した参考事例	44
コラム２：	為替取引分析業者におけるマネロン等対策の取組事例	46
コラム３：	G7 金融犯罪に対する行動要請	48

はじめに(本文書の趣旨)

本文書は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与(以下「マネロン等」)対策及び金融犯罪対策に関し、金融庁及び財務局(以下「金融庁等」)の取組や金融庁等が所管する金融機関等¹における対応状況、我が国の金融機関等を取り巻くリスクについて、主に 2024 事務年度(2024 年7月～2025 年6月)の状況を取りまとめたものである。本文書では、金融機関等の自主的な取組の一助となるよう、その考え方や取組事例、金融庁等が考える検査(対話)の方向性、既に実施している試行的対話の結果などに力点を置いている。

第1章では国際的な規制や政府全体の取組を踏まえた金融機関等のマネロン等対策を記載している。金融機関等においては、マネロン等対策の徹底は金融業を担う上での前提条件であること、犯罪に悪用された場合は自らの信頼に加え、我が国の金融セクター全体に対する国際的な信認をも損なうおそれがあることを強く認識する必要がある。2024 年3月末にマネロン等対策に係る態勢整備期限を迎え、ほぼ全ての金融機関等で基礎的な態勢整備が完了している。金融機関等においては、今後、とりわけ 2028 年8月にオンサイト審査が予定されている金融活動作業部会(以下「FATF」)第5次対日相互審査を見据えて、有効性検証を通じた態勢の高度化に軸足を移す必要がある。

第2章では政府全体の取組を踏まえた金融機関等の金融犯罪対策を記載している。特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺、フィッシング詐欺など、近年の金融犯罪の複雑化・巧妙化等により、金融機関の利用者が広く被害を受けている。重要な社会インフラである金融システムの信頼を損なってはならない。金融機関等においては、利用者を詐欺等の被害から守り、金融機関も自らが提供するサービスが犯罪に悪用されることによる風評から自身を守る必要がある。そのためには、変化し続ける金融犯罪に立ち遅れることなく対応していく必要がある。金融機関等においては、金融犯罪対策が業界全体で底上げを図り、犯罪組織を排除していく「協調領域」であることを意識しつつ、他の金融機関との情報共有・連携強化を図っていく必要がある。

金融機関等においては、本文書も参考に、自らを取り巻く現下のリスクの現状や他の金融機関の取組事例を把握し、マネロン等対策及び金融犯罪対策に関する理解を一層深め、対策を一層強化・高度化することを期待したい。

¹ 犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」)に掲げる特定事業者のうち、金融庁所管事業者(公認会計士又は監査法人を除く)を指すものであり、銀行や保険会社、貸金業者、金融商品取引業者、資金移動業者、暗号資産交換業者、不動産特定共同事業者などが含まれる。

第1章. マネロン等対策の更なる高度化に向けた取組

1. マネロン等対策に係る現状

我が国では、マネロン等対策は金融業を担う上での前提条件であり、我が国の金融セクター全体に対する国際的な信認に関わる重要課題であることから、FATF 第4次対日相互審査結果や国際的な要請を踏まえ、これまで政府一体・官民一体となって取組を進めてきた。

金融庁においては、金融機関等に対して、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)に示した「対応が求められる事項」への対応(以下「基礎的な態勢整備」)を、2024 年3月末までに完了するよう求め、多くの金融機関等において対応が完了したものと認識している。

今後、FATF 第5次相互審査²では、有効性審査³がより重視される予定である。したがって、金融機関等においては、基礎的な態勢整備にとどまることなく、自らのマネロン等対策の有効性を計画的に検証し、不断に見直しを行う必要がある。

金融機関等の取組を後押しするため、金融庁においては、金融機関等のリスクベース・アプローチ(以下「RBA」⁴)に基づく態勢整備状況を検査・モニタリングを通じて確認するほか、金融機関等との対話、参考事例の公表、金融セクター全体のマネロン等リスク管理態勢の底上げに向けたアウトリーチ、マネロン対応高度化官民連絡会⁵などを通じた関係省庁及び業界団体等との連携などを進めている。また、FATF 基準の改訂や新規の業態等に係るモニタリングなど、直面する新たな課題等にも取り組んでいる(詳細後述)。

2. FATF 第5次対日相互審査に向けた政府全体の取組

(1) 政府行動計画の履行状況

我が国における政府全体としてのマネロン等対策は、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」⁶(以下同会議)が 2021 年8月に公表した「マネロン・テロ資金

² FATF 第5次相互審査については、一部の国に対し、2025 年2月に審査団によるオンサイト審査が開始されている。日本に対しては、オンサイト審査が2028 年8月に実施される予定であり、これに先立って、書面での審査が予定されている。

³ FATF における審査は、法令等の整備状況(Technical Compliance)と法制度の有効性(Immediate Outcome)について行われるところ、後者に係る審査を指す。

⁴ 「Risk Based Approach」の略語である。

⁵ 2018 年4月から金融庁、財務省、警察庁、法務省、日本銀行等の関係省庁及び金融庁所管の金融業界団体が参加し、官民間でマネロン等対策に関する情報連携等を行うために開催されている連絡会(事務局は全国銀行協会)。

⁶ 財務省ウェブサイト「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/index.html

供与・拡散金融対策に関する行動計画」に沿って進められてきた。同会議では、2024 年 4 月、2028 年にオンサイト審査が予定されている FATF 第 5 次対日相互審査も見据え、国内のマネロン等対策の実効性を高めるとともに、リスク環境の変化に対応することを目的として、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026 年度）」（以下「行動計画（2024-2026 年度）」⁷）を公表した。

【図表 1】行動計画（2024-2026 年度）（金融機関等に関連する主な部分を抜粋）

IO:有効性	項目	主な行動内容	期限
1 マネロン等及び拡散金融リスクの認識・協調	「政策会議」の体制強化及び「基本方針」の更新	・ 参加省庁拡大等により、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」の体制を強化する。	2024年度末
		・ 行動計画（2024-2026年度）の進捗状況をフォローアップし、必要に応じ「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」を更新する。	継続実施
2 国際協力	国際協力	・ 各国の監督当局等との情報交換を継続し、必要に応じて更に発展させる。	継続実施
3 マネロン・テロ資金供与対策に係る金融機関・暗号資産交換業者（VASPs）の監督・予防措置	金融機関等によるリスクベースアプローチに基づく取組の促進等	・ 金融機関等のリスク理解を更に向上させ、リスク評価に基づくリスクベースの実効性ある取組を促す。また、必要に応じてガイドラインを更新する。 ・ 官民連携して国民の理解を促進しつつ、金融機関等による継続的な顧客情報管理に基づく顧客のリスク評価の取組を推進する。	継続実施
	監督当局による金融機関等に対するリスクベースアプローチに基づく検査監督の実践等	・ リスクベースアプローチに基づくメリハリのある検査監督の取組を実践する。 ・ ブロックチェーン等を活用した技術による新たな金融商品等を提供する金融機関等において、必要なリスク低減措置等が実施されるよう取り組む。 ・ 金融機関等に対し、効果的かつ抑止力のある措置を実施する。	継続実施
	取引モニタリング共同システムの充実・効率化、金融機関等の取引モニタリング等の強化	・ 為替取引分析業者の検査監督等を通じて、共同システムの安定運営を確保しつつ、金融機関等による取引モニタリング等を強化する。	継続実施
5 法人等の悪用防止	法人の実質的支配者情報に関する制度改善と実効性向上	・ 制度整備に向けた検討を推進する。 ・ 「実質的支配者リスト」を活用する方策を検討する。	2026年度末

[出典]財務省資料より、金融庁作成

このうち、「IO3⁸マネロン・テロ資金供与対策に係る金融機関・暗号資産交換業者（VASPs）の監督・予防措置」に属する3項目について、金融庁が 2024 事務年度に行った主な対応は以下のとおりである。

1つ目の「金融機関等によるリスクベースアプローチに基づく取組の促進等」については、具体的な取組として、「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」の公表や官民連携による広報を行った。

⁷ 財務省ウェブサイト「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026 年度）」を策定しました（2024 年 4 月 17 日）

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20240417.html

⁸ FATF 第 4 次相互審査において IO 3 「金融機関等の監督」及び IO 4 「金融機関等によるマネロン/テロ資金対策」であった項目のうち、金融機関・暗号資産交換業者（VASPs）に関するものが FATF 第 5 次相互審査の IO 3 に当たる。

2つ目の「監督当局による金融機関等に対するリスクベースアプローチに基づく検査監督の実践等」については、2024 年3月末時点の金融機関等による「対応結果報告」を踏まえた検査・モニタリングを通じて、金融機関等における態勢整備状況の確認を行うとともに、IO3に係る特定事業者の所管省庁間での情報交換（後述）を行った。

3つ目の「取引モニタリング共同システムの充実・効率化、金融機関等の取引モニタリング等の強化」については、為替取引分析業者に対する監督指針を作成・公表した上で、モニタリング等を実施した。

これらの項目は行動計画（2024-2026 年度）上で「継続実施」となっていることから、金融庁では、2025 事務年度も引き続き同様の対応を進めていく。

（2）IO3関係省庁連絡会

行動計画（2024-2026 年度）の中で、「IO3 マネロン・テロ資金供与対策に係る金融機関・暗号資産交換業者（VASPs）の監督・予防措置」は、金融機関及び暗号資産交換業者を所管する金融庁にとって関連の最も深い項目である。

FATF 第5次対日相互審査において、我が国の関係省庁は、各評価項目に関する継続的なモニタリング実績・統計データ等を元に自己申告書の作成・提出が求められる。こうした対応を見据え、IO3の対象となる特定事業者を所管する省庁⁹間において、実務者による検査・モニタリングのノウハウを共有し、IO3に係る省庁及び特定事業者全体の対応を向上する目的で「IO3関係省庁連絡会」（事務局：金融庁）を設置し、2024 事務年度は2回¹⁰開催した。

今後も、関係省庁は、同連絡会等を通じて連携を図り、一体となって金融機関等を含むIO3の対象となる特定事業者全体のマネロン等対策の有効性向上に努めていく。

3. 基礎的なマネロン等リスク管理態勢整備に係る取組

（1）基礎的なマネロン等リスク管理態勢整備の状況

ア 2024 年3月末までの態勢整備状況

2021 年4月、金融庁は、FATF 第4次対日相互審査における指摘¹¹も踏まえ、基礎的な態勢整備について、2024 年3月末までに完了させるよう、金融機関等に要

⁹ 金融庁のほか、IO3に係る特定事業者所管省庁は以下のとおり。

厚生労働省（労働金庫等）、農林水産省（農協・漁協等、商品先物）、経済産業省（商品先物、クレジットカード、リース）、財務省（両替業者、日本政策投資銀行）、国土交通省（不動産特定共同事業者）、総務省（郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構）

¹⁰ 2024 年 11 月及び 2025 年 4 月に実施。

¹¹ FATF 第4次対日相互審査報告書において、「金融機関が速やかにガイドラインの要請を完全に遵守するためには明確かつ規範的な対応完了期限を示す必要がある。」と指摘されている。

請した¹²。

また、金融庁等は、金融機関等に対し、ガイドラインと自らの態勢整備の現状に係るギャップを分析し、報告¹³するよう求め、同要請に係る進捗状況を把握してきた。くわえて、リスクが相対的に高いと判断される金融セクターに属する金融機関等¹⁴に対しては、基礎的な態勢整備の着実な実行を促すため、基礎的な態勢整備の完了状況に焦点を当てた立入検査（以下「ターゲット検査¹⁵」）やモニタリングによる実態把握を行った。このほか、通年・専担検査先として指定した9グループ¹⁶に対しては、事務年度を通じて把握した課題事項等に係る文書（フィードバックレター）を発出し、翌事務年度にその改善策の実施・定着状況を確認した。

イ 態勢整備状況の確認

2024 年3月、金融庁等は、金融機関等に対し、基礎的な態勢整備の期限である同月末時点における対応結果を同年4月末までに報告することを求めた。

当該対応結果の報告を集計した結果、2024 年3月末時点の金融機関等における基礎的な態勢整備の完了率は 99%であった。

この結果を踏まえ、金融庁等は、基礎的な態勢整備が完了していないと報告のあった金融機関等に対して、同年4月以降、モニタリングを集中的に実施し、対応が完了しなかった原因及び背景を確認するとともに、速やかな対応完了を促した。くわえて、基礎的な態勢整備が完了したと報告のあった金融機関等に対してもターゲット検査を継続¹⁷し、ガイドラインに基づく態勢整備が真に完了しているかを確認した。

その結果、金融庁等は 2024 年3月末時点で基礎的な態勢整備が未了と報告のあった金融機関等も概ね対応が完了したことを確認した。また、ターゲット検査に

¹² 2021 年 5 月 31 日付「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の期限設定について」

https://www.fsa.go.jp/news/r2/20210531_amlcft/2021_amlcft_yousei.html

¹³ 毎年 3 月末及び 9 月末時点の態勢整備状況に関する報告。

¹⁴ 国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」（2024 年 11 月）において、「他の業態よりも相対的に危険度が高い取引」を取り扱うとされている預金取扱等金融機関、資金移動業者及び暗号資産交換業者を指す。

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk061128.pdf>

¹⁵ 2021 年 9 月から 2024 年 3 月までに計 352 先に対して実施した。日本銀行においても、2022 年度考査からマネロン等対策に関する調査を本格化し、金融庁検査との連携の枠組みを通じて問題意識や視点を共有しながら、金融機関等が態勢整備を着実に進めているかを点検している。

¹⁶ みずほフィナンシャルグループ、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、りそなホールディングス、三井住友トラスト・グループ、農林中央金庫、ゆうちょ銀行、SBI 新生銀行グループ、あおぞら銀行グループ

¹⁷ 2024 年 4 月から 2025 年 3 月までに計 61 先に対して実施した

において対応不備を指摘された金融機関等も、多くの場合で速やかな改善対応が図られていることを確認した。

一方で、十分な改善が図られていない一部の金融機関等を確認した。金融庁等は、当該金融機関等が自主的な取組により態勢整備を行うことが困難であると判断し、2024 事務年度は業務改善命令の発出等 3 件の行政処分を行った。

（2）事業者の処分事例と要因

ア 行政処分の考え方

2021 年4月、金融庁は、基礎的な態勢整備の要請と同時に、「仮にマネロン・テロ資金供与対策に問題があると認められた場合には、法令に基づく行政対応を含む対応を行う場合がある」ことを示した。

マネロン等対策は金融機関等自らの信頼だけでなく、我が国の金融セクター全体に対する国際的な信認に影響するものである。国際的な要請の高まりや特殊詐欺等の被害が拡大している昨今の状況を踏まえると、金融機関等においてマネロン等対策は最も重要な経営課題の一つと位置付けられるべきものである。

こうした考えの下、金融庁等においては意見交換会や説明会等を通じて、金融機関等の経営陣に対して、ガイドラインに基づくマネロン等リスク管理態勢の整備を期限までに確実に実施するよう再三にわたって要請してきた。また、一部の業界団体においては、会員に対し、勉強会や質疑応答の内容を取りまとめた資料や参考規程等の展開を行ったほか、独自に基礎的な態勢整備に係るアンケートを実施し、対応が遅れている会員に対し状況確認を行うなど、金融庁等と連携して金融機関等への支援を実施してきた。

にもかかわらず、経営陣がマネロン等対策の重要性を理解しようとせず、無関心あるいは表面的な関与にとどまり、組織全体としての対応が見られない場合、金融庁においては、金融機関等の自主的な取組のみで態勢整備が実施されることは望めず、行政処分を含む行政上の対応によって改善を図るしかないと判断せざるを得ない。

イ 事業者の処分事例

2024 年7月以降、金融庁等は、基礎的な態勢整備の期限後に実施した検査・モニタリングの結果、経営陣による主導的な関与が認められず、基礎的な態勢整備が完了していないなど、態勢整備状況が著しく不十分な金融機関に対して、業務改善命令等の行政処分を行った。金融庁等が行った行政処分の概要は以下のとおり。

（ア）処分事例①（預金取扱等金融機関）¹⁸

- ・ 態勢の整備に必要となるシステム対応を行っていないほか、規程等の整備を完了していない等、前回検査から十分な期間があったにもかかわらず、前回検査で指摘を受けた様々な事項について改善していない
- ・ 疑わしい取引の検知から届出までに要した日数が長期間に及ぶ状態が継続し、また、取引モニタリングシステムで検知した取引のうち、多数について疑わしい取引に該当するか否かの判定を行わないまま放置¹⁹している
- ・ 経営陣は、こうした不適切な業務運営やその直接的な原因である態勢上の問題点を把握する機会が幾度となくあったにもかかわらず、実態把握を自ら積極的に行うことなく、態勢整備に向けて必要な指示も行わず、主導的に関与していない

（イ）処分事例②（預金取扱等金融機関）²⁰

- ・ 期限までに態勢整備を完了することができなかったことに加え、金融庁等の検査で確認したところ、当初の報告で対応済としていた項目を含めて、ガイドラインで対応が求められる事項の大半が対応未了となっている
- ・ 期限までに態勢整備を完了することができなかったことを受け、改善対応策として「コンプライアンス委員会の開催」や「担当部署の増員」等を行うこととしたものの、同委員会は改善に向けた議論を行う場として機能しておらず、また、増員した者も他業務を抱えている実態であり、必要な人材育成・配置を行っていない
- ・ 上記検査結果を踏まえ、実効性のあるマネロン等リスク管理態勢を早急に整備するよう金融庁等より指摘を受けたにもかかわらず、策定した改善対応計画が抽象的なほか、策定後の短期間のうちに進捗遅延が生じているなど、抜本的な改善策を講じていない
- ・ このように、自らのマネロン等リスク管理態勢を構築する機会や態勢整備に係る経営姿勢を見直す機会が幾度となくあったにもかかわらず、経営陣は、マネロン等対策の重要性を理解せず、態勢整備に真摯に取り組んでこなかった

¹⁸ イオン銀行に対する行政処分について（2024 年 12 月 26 日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20241226-2/20241226.html>

¹⁹ 疑わしい取引の届出は、犯罪収益移転防止法上の義務であることにくわえて、取引モニタリングシステムで検知した取引の調査を怠っていた場合には、自らの商品・サービスがマネロン等に悪用されていることを適時に把握できず、深刻な懸念がある。

²⁰ 東北財務局ウェブサイト：羽後信用金庫に対する行政処分について（2025 年 3 月 21 日）

https://lfb.mof.go.jp/tohoku/b2_kinyu/01_kinyukankei/53_ugo.html

(ウ) 処分事例③(資金移動業者)²¹

- ・ 2020 年2月に資金移動業者として登録を受けて以降、ガイドラインに基づくマネロン等リスク管理態勢の構築を適切に行っておらず、特に、海外送金事業者には、ガイドライン上、海外送金等をマネロン等対策における RBA の枠組みの下で位置付け、RBA に基づく必要な措置を講ずることなどが求められているにもかかわらず、必要な措置を適切に講じていない
- ・ そのほか、第一種資金移動業の許可を得ずに1回あたり 100 万円超の送金を実施し、当該送金額に対する履行保証金の保全義務を果たしていないなど資金決済に関する法律（以下「資金決済法」）に係る重大な法令違反が認められた

ウ 業界団体の取組

一部の業界団体においては、こうした処分事例等を踏まえ、会員に対し、自らの態勢整備の状況を再確認するよう促したほか、業界団体作成の参考規程等の見直しや金融庁等と連携した勉強会を開催する等、業界全体のマネロン等リスク管理態勢の底上げを図る取組を行っている。

金融庁等は、金融セクター全体のマネロン等リスク管理態勢の向上を図るべく、引き続き、業界団体と連携しつつ、金融機関等への支援・働きかけ等を行っていく。

4. 有効性の確保・高度化に向けた取組

(1) RBA の取組

ア 概要

金融庁では、RBA に基づく検査・モニタリングを実践している。

具体的には、犯収法第2条第2項に定める特定事業者（以下「特定事業者」）全体のリスクを評価している「犯罪収益移転危険度調査書²²」を参照しつつ、特定事業者のうち金融庁所管の事業者（同項第 48 号に規定する公認会計士又は監査法人を除く。）に対し、金融業態ごとのリスクの特定・評価を行う「金融セクター分析」及び各金融業態内の個別事業者のリスクの特定・評価を行う「CRR²³」を実施した上で、そのリスクに応じて検査・モニタリングの対象や頻度及び深度を決定してい

²¹ 関東財務局ウェブサイト：株式会社エコレミットジャパンに対する行政処分について（2024 年 10 月 11 日）

<https://lfb.mof.go.jp/kantou/kinyuu/pagekthp0270000031.html>

²² 犯収法第3条第3項に基づき、国家公安委員会が毎年作成、公表している、特定事業者等が行う取引の種別ごとにマネロン等リスクを特定・評価した調査書。

²³ 「Corporate Risk Rating」の略語である。

る。

なお、金融セクター分析及び CRR におけるリスク評価の仕組みについては、犯罪動向やテクノロジー・ビジネスモデルの変遷など環境の変化に合わせて、定期的に見直しを行っている。

イ 金融セクター分析

金融セクター分析は、金融機関等をセクターに分類し、各セクターのリスクを年次で特定・評価する枠組みであり、関係者に対してリスク認識を共有するとともに、RBA に基づく検査・モニタリングを行う上での基盤となるものである。

リスクの特定・評価に当たっては、「犯罪収益移転危険度調査書」に加え、金融庁等の検査・モニタリングにおいて収集した情報や公開情報等を用い、提供される商品・サービス、取引形態、その他セクター特有のリスク要因などを考慮し、各セクターにおける脆弱性について分析している。また、「犯罪収益移転危険度調査書」に記載されている疑わしい取引の届出数も併せて考慮の上、最終的なセクターのリスクを評価し、業態間のリスク大小の相対比較を行っている（金融セクター分析結果の概要については、別紙1を参照）。

足元では、預金取扱等金融機関、暗号資産交換業及び資金移動業を高リスクセクターと評価し、とりわけ主要行等及び新形態銀行については、サブセクターリスクを Very High と評価している。また 2025 年6月の金融セクター分析では、資金決済法第 11 条の2に定める届出を行った高額電子移転可能型前払式支払手段発行者を新たに分析の対象として追加している。

ウ CRR

CRR は、金融庁等の検査・モニタリングの対象や深度を決定するための要素として、各セクター内における個別金融機関等のリスクを特定・評価する枠組みである。金融庁がリスクを特定・評価するに当たっては、各業法に基づき金融機関等に毎年提出を求めている定量・定性情報を用いている。当該定量・定性情報の例は以下のとおりである。

【取引実態に係る情報】

- ・商品・サービス（取引金額・顧客数等）
- ・取引形態（高額現金取引等、海外取引、取引チャネル）
- ・国・地域（コルレス契約等、高リスク国）
- ・顧客属性（非居住者、外国 PEPs、その他）

【マネロン等リスク管理態勢に係る情報】

- ・リスクの特定・評価

- ・リスクの低減（規定等、顧客管理、記録保存、モニタリング、疑わしい取引の届出）
- ・経営管理態勢（第3線管理、経営陣への報告等、担当者、研修等）

金融庁においては、基礎的な態勢整備に関しては、ほぼ全ての金融機関等から完了した旨の報告を受けたこと等を踏まえ、2025 年3月末基準での情報収集においては、今後の FATF 第5次対日相互審査も見据え、より実態に即した分析や対応を行うべく、一部の調査項目や様式構成の見直しを実施している。

また、上記金融セクター分析の結果を CRR に反映することで、「犯罪収益移転危険度調査書」から金融セクター分析、CRR に至るまで、一貫したリスク分析体系の中で、リスク評価の整合性を確保している。

エ 検査・モニタリング

金融庁においては、上記リスク分析の結果を踏まえ、そのリスク深度に応じて、またリスクに変化が生じた場合には適時に捕捉・対応できるよう、適切に検査・モニタリングの深度を決定しながら金融機関等の実態を把握し、必要に応じて改善対応を促している。

各金融機関等においては、今後は整備した態勢の有効性を確認し、態勢を維持・高度化する対応を継続していくことが必要となる。金融庁等においては、RBA の観点を踏まえながら、検査・モニタリングを通じて、その取組状況を確認するとともに、態勢の維持・高度化を促していく。

(2) 有効性検証

ア マネロン等対策の有効性検証の重要性

金融機関等においては、基礎的な態勢整備の完了で終わりとするのではなく、マネロン等リスクの変化に対応して態勢の有効性を確認し、必要に応じて強化を図るなど、マネロン等リスク管理態勢を維持・高度化していく必要がある。その際、「自社が、直面するマネロン等リスクの特定・評価・低減を適切に実施していること」を確認する有効性検証が重要になる。

また、FATF 第5次対日相互審査のオンサイト審査では、主に金融機関等の監督と予防措置に係る有効性評価に関して、一部金融機関等に対し審査員からのインタビューが行われることが想定される。こうした状況も踏まえ、金融機関等は、有効性検証を実施した結果も活用し、自らのマネロン等対策に関して有効性を合理的・客観的に説明できるよう態勢を整備する必要がある。

イ 有効性検証に関する文書の作成・公表

ガイドラインでは、金融機関等に有効性検証を実施することを求めている。もっとも、有効性検証の実施範囲や具体的な実施方法等は、マネロン等リスクや取り扱う業務、商品・サービス等に応じて異なることから、各金融機関等で検討すべきものである。

こうした有効性検証の実施を促進するため、金融庁においては、有効性検証に関する考え方等をまとめ、2025 年 3 月 31 日に「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」（以下「ディスカッション・ペーパー」）を公表した。

上述のとおり、今後は金融機関等自らが有効性検証を実施し、自らのマネロン等対策が有効である旨を内外に説明できるようになることが重要であるため、ディスカッション・ペーパーでは、金融機関等における有効性検証についての考え方、金融庁等が金融機関等と対話する際の基本的な進め方についても記載している。

また、金融庁においては、ディスカッション・ペーパーと同時に、「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」（以下「事例集」）も公表した。事例集は、ディスカッション・ペーパーと併せて金融機関等が有効性検証の実施を検討するに当たっての参考資料として活用されることを想定し、金融機関等から実際の有効性検証に関する取組事例を聴取して作成していたものである。

ウ 金融機関等における有効性検証

有効性検証の実施範囲・方法等は、金融機関等においてマネロン等リスクや取り扱う業務、商品・サービス等に応じて検討することが必要である。したがって金融機関等においては、ディスカッション・ペーパーや事例集を参考に、あくまで自ら実施範囲・方法等を検討の上で計画を作成し、当該計画に則って検証し、検証結果に応じて改善対応を行う一連のプロセスを不断に実施していくことが必要である。

なお、ディスカッション・ペーパー及び事例集は金融庁が期待する最低限の目線・水準を示したものではない。したがって、金融庁においては、検査・モニタリングに際してディスカッション・ペーパーや事例集をチェックリストとして使用することはない。

また、金融機関等においては、マネロン等対策の有効性確保のため、自らの方針・手続・計画等を策定した上で、経営陣による関与の下、これを組織全体に浸透・徹底させ、有効なマネロン等リスク管理態勢を構築する必要がある。有効性検証についても、マネロン等対策の担当部門のみが取り組みばよいものではなく、営業・管理・監査の各部門が担う役割・責任を、経営陣の責任の下で明確にして、適切な資源配分を行い、組織的に対応を進めることが重要である。

エ 2024 事務年度に実施した有効性検証に係るモニタリング

金融庁においては、2024 事務年度に 13 の金融機関等²⁴に対して、有効性検証に係るモニタリングを実施した。

金融機関等は、有効性検証にあたり、複数の検証枠組みを適宜組み合わせ「自社が、直面するマネロン等リスクの特定・評価・低減を適切に実施していること」を確認している。金融庁のモニタリングにおいて、金融機関等の有効性検証に関する枠組みとして多く見られたものの一部は以下のとおりである。

（ア）専担組織によるリスク低減に係る検証（テストイング）

約8割の金融機関等が、マネロン等対策の有効性検証を専門に担うチームをマネロン等対策所管部署内に設置し、マネロン等リスク低減に係る有効性を検証するテストイングの枠組み²⁵を設けていた。テストイングを専門に担うチームは、テストイングに関する年間計画の策定（テストイング対象業務のリスクベースでの選定を含む）、当該計画の実施、実施結果の被検証部署への還元、不備事項が発見された場合の改善対応策に係る調整、改善対応策の完遂までのフォローアップ等を担い、一連の取組を随時経営陣へ報告していた。

こうした中、約3割の金融機関等が、テストイングの対象をリスク低減措置の実施状況か、第1線業務に限定していた。有効性検証の取組においては、リスク低減策の整備状況の適切性や第2線が実施する業務²⁶の有効性も合理的・客観的に説明できるようにする必要がある。このため、テストイングの対象に制限を付している金融機関等においては、テストイングの対象を拡大するか、テストイング以外の枠組みでリスク低減策の整備状況や第2線業務を検証することが必要である。

（イ） マネロン等対策関連システムの設定に係る調整

ほぼ全ての金融機関等が、顧客管理システムに設定された顧客リスク評価ロジック及び取引モニタリングシステムに設定された抽出基準（シナリオ及び敷居値）の有効性を内外情報²⁷に照らして定期的に検証・調整する枠組みを設けていた。特に取引モニタリングについては、約5割の金融機関等が設定した敷居値を一定程度減少させた場合に検知される取引が疑わしい取引に該当するか否かを

²⁴ 有効性検証については、先行して対応を進めていた一部の金融機関等に対しては、2023 事務年度よりモニタリングを実施している。

²⁵ 「テストイング」や「2線モニタリング」など名称は金融機関等により異なっていた。

²⁶ 例えば、取引モニタリングシステムで検知した取引の調査業務等が考えられる。

²⁷ 年次リスク評価結果、疑わしい取引の届出実績、口座凍結要請等が見られた。

検証²⁸する取組を実施しており、結果として敷居値設定のより妥当な値への引下げに至った金融機関等も見られた。

一方、約4割の金融機関等は、取引フィルタリングシステムに搭載されたリスト²⁹や、同システムに設定された検知基準の有効性について、定期的な検証及び調整を実施していなかった。

なお、取引フィルタリングは、経済制裁等法規制に違反する取引の防止や反社会的勢力の排除に当たり重要な業務であり、当該業務に不備があった場合の影響は甚大と考えられる。金融機関等においては、自らが直面するリスクと現行統制³⁰の強度を踏まえて、取引フィルタリングシステムの定期検証の要否及び頻度を判断することが重要である。

（ウ） 年次リスク評価時のリスク低減に係る有効性評価

ほぼ全ての金融機関等が、リスク評価書³¹作成の枠組みにおいて、自ら特定したリスク項目ごとのリスク低減策の整備状況を評価した上で、残存リスクを導出していた。

こうした中、一部の金融機関等においては、テストングや監査等、他の検証枠組みの中で指摘されたリスク低減措置の実施に係る不備等も考慮することで、リスク評価書作成の枠組みの中でリスク低減に係る有効性評価を包括的に実施していた。

（エ） 規程等の定期見直し

一部の金融機関等が、高リスク顧客類型に対して追加的に実施するリスク低減策を業務マニュアルに取りまとめ、その定期見直し時に年次リスク評価結果との整合性等を確認することにより、それらリスク低減策の整備状況の有効性を検証していた。

（オ） KRI³²の定期観測

ほぼ全ての金融機関等が、リスク低減策ごとの定量的な評価指標（KRI）を設定し定期的に観測することで、それら低減策が有効に機能しているかを確認していた。具体的には、

²⁸ 一般的に Below the Line 検証と呼ばれている。

²⁹ 制裁対象者リスト、反社リスト等が挙げられる。

³⁰ リスト更新時の再鑑業務等が挙げられる。

³¹ 金融機関等は、犯収法等に基づき、自らの直面するマネロン等リスクの特定・評価の結果として文書（特定事業者作成書面。以下「リスク評価書」）を作成している。

³² Key risk indicator の略。

- ・ 顧客リスク評価ごとの顧客数内訳について、時間の経過とともに想定外の大きな変化が生じた場合には、顧客リスク評価ロジックが有効に機能していない可能性を示唆するものとみなし、当該内訳を定期観測していた
- ・ 複数回疑わしい取引の届出対象となった顧客に対する営業部での取引制限等の措置が不十分な事例を、リスク低減策（EDD³³や取引謝絶措置）が有効に機能していない可能性を示唆するものとみなし、当該件数を定期観測していた

（カ） 第1線による自己点検

約6割の金融機関等が、RCSA³⁴等全社的自己点検（自店検査等）や、第1.5線³⁵等の本部組織による定期営業店検査の結果を活用して、一部のリスク低減措置の実施状況を検証していた。

（キ） データ・ガバナンス

一部の金融機関等は、マネロン等対策関連システムに格納されているデータの網羅性・正確性を、全社的なデータ・ガバナンスの枠組みの中で検証していた。それらの金融機関等は、検証対象とするデータ項目及び検証頻度を、自らが直面するリスクに鑑み検討・決定し、上流システムが保有するデータとの突合等によりデータの網羅性・正確性を確認していた。

（ク） マネロン等対策に係る第3線による監査

一部の金融機関等が、マネロン等対策を目的として実施している全ての施策の中からリスクベースで選定した対象について、第2線が実施するテストやシステム設定調整等とは異なる観点から、第3線が有効性検証の一部を担っていた。

オ 有効性検証に係る金融機関等との対話方針

金融庁においては、今後金融機関等がこれらの取組を継続して実施しているかを検査・モニタリングを通じて重点的に確認していく。

また、金融機関等においては、有効性検証を実施する際、営業・管理・監査の各部門が担う役割・責任を、経営陣の責任の下で明確にして、組織的に対応を進めることが重要である。したがって金融庁等においては、金融機関等の経営陣、有

³³ リスクに応じた厳格な顧客管理「Enhanced Due Diligence」の略語。

³⁴ Risk Control Self-Assessment（リスク・コントロール・セルフ・アセスメント）。コンプライアンス・リスク管理の目的で、リスク統制を第1線が自己評価する仕組み。

³⁵ 多くの営業店を有する金融機関等の一部は、それら営業店の自律的統制を担わせるために設けた第1線管轄下の本部組織を、第1.5線と呼んでいる。

効性検証の担当部署や関係部署等、内部監査部門がそれぞれ役割・責任を果たしているかを検査・モニタリングで確認していく。

（3）為替取引分析業に係る動向

ア 為替取引分析業の概要

我が国においては、金融機関等における取引モニタリング等システムの誤検知率が非常に高く、FATF 第4次対日相互審査においても、大量の誤検知の手作業によるチェックが経営資源の活用に制約を加えているという指摘がなされるなど、中核的な業務である取引モニタリング等の高度化・効率化を図ることが喫緊の課題となっている。

他方、こうした課題に対応していくためには、システム整備や人材確保等の面で負担が大きく、金融機関等が単独に対応するには限界があることから、2022 年6月の資金決済法改正を経て、複数の金融機関等の委託³⁶を受けて為替取引に関する取引フィルタリング業務又は取引モニタリング業務を行う許可制の「為替取引分析業」が創設された。為替取引分析業は、金融機関等におけるマネロン等対策の中核的な業務を受託して行うものであることから、為替取引分析業者においては、自らが提供する取引モニタリング等の有効性をより高い水準で確保し、金融機関等におけるマネロン等対策の有効性の向上に資する役割を果たす必要がある。

もとより金融機関等においては、自らのリスクに応じたマネロン等対策が求められており、その責任は金融機関等自身に帰属する。したがって、為替取引分析業者を利用する場合であっても、委託する業務について一任することなく、提供を受けるサービスの品質を確認し、必要に応じ自ら追加の対応等を行う必要がある。

イ 為替取引分析業者に係る金融庁の対応方針

為替取引分析業について、金融庁は、2023 年6月から「為替取引分析業者向けの総合的な監督指針³⁷」を適用するなど、監督体制の整備を図ってきており、これまで3事業者³⁸に対して許可を行った。

2024 事務年度は、許可した為替取引分析業者の業務の適正かつ確実な遂行を確保するため、金融庁においては総合的なヒアリング等を通じて、経営上の課題

³⁶ 20 社を超える先から受託している場合、または現在 20 社を超えていなくとも将来 20 社を超える先から受託する計画がある場合には許可が必要

³⁷ <https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/ftta/index.html>

³⁸ SCSK RegTech Edge 株式会社（許可日：2023 年 12 月 19 日）、株式会社バンク・ビジネスファクトリー（許可日：2024 年 1 月 31 日）、株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構（許可日：2024 年 5 月 29 日）

や経営戦略等の実態把握に努めた。その過程で把握した課題等については、トップピアリングを行うことで直接経営陣との間で認識共有を図るとともに、必要な対応を促した。

金融機関等が個別に抱えている困難な課題等を解決し、金融セクター全体の高度化・効率化を図っていくためには、金融機関等において、為替取引分析業者が運用するシステム及び提供するサービス³⁹を活用することが有効である。金融庁においては、こうした為替取引分析業者の取組が、金融機関等における取引モニタリング等の有効性の向上に資するものとなるよう、検査・モニタリングを実施する。

（４）「疑わしい取引の参考事例」の改訂

ア 経緯

金融庁が策定・公表している「疑わしい取引の参考事例⁴⁰」は、金融庁等が所管する特定事業者が犯収法第8条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものである。

金融庁は、金融機関等の適切な届出義務の履行に資するよう、国家公安委員会が公表する「犯罪収益移転危険度調査書」の内容、FATF が公表する報告書及びガイダンスに沿った事案に係る取引事例など最新の金融サービスやリスク動向の環境変化を踏まえ、「疑わしい取引の参考事例」に必要な事例を追加又は更新している。

金融庁は、「犯罪収益移転危険度調査書」においてリスクが高いとされた取引や、足元の非対面での詐欺や口座不正利用・売買、オンラインカジノ、貸金庫利用等の犯罪の傾向等を踏まえた参考事例について、所要の改訂を進めている。

イ 「疑わしい取引の参考事例」の活用等

個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、金融機関等において、顧客の属性、取引時の状況、その他保有している当該取引に係る具体的な情報等を最新の内容に保ちながら総合的に勘案して判断する必要がある。

したがって、「疑わしい取引の参考事例」に形式的に合致するものが全て疑わしい取引に該当するものではない一方、これらに該当しない取引であっても、金融機関等が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要する。

³⁹ コラム 2：為替取引分析業者におけるマネロン等対策の取組事例

⁴⁰ 疑わしい取引の参考事例

<https://www.fsa.go.jp/str/jirei/index.html>

ウ 主な改訂事例

（ア）「犯罪収益移転危険度調査書」でリスクが高いとされた事例の追加

インターネット等を通じた非対面取引が拡大する中、近年、他人になりすますなどして開設された口座や譲渡された口座がマネロン等に悪用されていた事例が確認されていること等から、「犯罪収益移転危険度調査書」では非対面取引は危険度が高いとされている。

このため、金融庁では、非対面取引において、他人へのなりすまし又は第三者利用の疑いのある取引や、取引パターン又は取引指示等に着目した事例を「疑わしい取引の参考事例」に追加することを検討している。主なものは以下のとおりである。

- ・ 電話番号、メールアドレス、認証方法等が同じタイミングで変更される等、第三者による操作が疑われる場合
- ・ 同一の口座に、多数のアクセス環境（IP アドレス、端末等）からの接続がある場合
- ・ 顧客の申告情報や過去のアクセス情報と整合しないアクセスがある場合
- ・ 国内居住の顧客であるにもかかわらず、ログイン時の IP アドレスが国外であることや、ブラウザ言語が外国語であることに合理性が認められない、又は情報端末のタイムゾーンの不一致に合理性が認められない場合
- ・ 同一人物が、異なる氏名（異なるカナ氏名を含む）や生年月日で、複数の口座開設や商品の申込みを行うなど、なりすましによる手続等が疑われる場合や、身分証明書の共有、改ざん等を行い、第三者になりすまして口座開設の申込や諸届の変更等を行っていることが疑われる場合
- ・ オンライン上での口座開設時や口座へのログイン時等に、オンライン上の異常な行動（ボット制御の可能性を示唆する過度に素早い入力、複数のログイン失敗等）を検知した場合

（イ）最近の社会情勢を踏まえた対応事例の追加

① オンラインカジノ

オンラインカジノは、海外で合法的に運営されている場合でも、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪に当たるため、国内においてオンラインカジノに係る為替取引等が行われなかったための対応が必要である。

このため、金融機関等が、オンラインカジノ関連の取引を検知し、口座凍結等の対応をとるために有用な視点となる事例を以下のとおり追加することを検討している。

- ・ 振込依頼人名に英数字等が含まれる振込が多数あり、オンラインカジノ関連の収納・決済代行が疑われる取引
- ・ 同一のアクセス環境（IP アドレス、端末等）から複数の顧客の口座にログインがあり、オンラインカジノ関係者が当該顧客（オンラインカジノユーザー）になりすましてアクセスしていることが疑われる取引
- ・ オンラインカジノ関係者と同一のアクセス環境（IP アドレス、端末等）からアクセスがある口座及び当該口座と取引のある口座について、不特定多数からの振込があり、オンラインカジノ関連の収納・決済代行が疑われる取引

② 貸金庫

貸金庫は、犯罪収益を物理的に隠匿する有効な手段になり得ることから、貸金庫利用に着目した事例を以下のとおり追加することを検討している。

- ・ 貸金庫契約の締結や利用等に当たって行われる利用目的等の確認に際して、顧客に不審点が見受けられる場合
- ・ マネー・ローンダリングや貸金庫の不正利用等防止の観点からリスクが高いと考えられる物品等（現金を含む）を格納する目的で貸金庫が利用されていることが疑われる場合

（ウ）これまでの届出事例に最新の情報等を踏まえた改訂

世界的なデジタル化とオンラインサービスの進展に伴い、サイバー関連詐欺の脅威が増大していること等から、暗号資産取引等に関し、最新の情報等を踏まえ、以下のとおり事例を追加、更新することを検討している。

- ・ 顧客が、追跡を困難にするツール（ミキサー、タンブラー、ブリッジ等）を介して暗号資産を入庫する場合、及びこれらのツールに対し暗号資産を出庫又は出庫後にこれらのツールを使用する場合
- ・ ダークネットマーケットプレイス、ランサムウェアグループ、オンラインカジノサイト等に関連するアドレスに、大量若しくは高頻度又は低額相当の暗号資産を送受信する取引
- ・ 暗号資産や暗号資産に変換された資金の出所を証明する資料がない取引
- ・ ダークウェブ上の違法行為に関連する暗号資産ウォレットへ暗号資産を移転させる取引
- ・ アカウントに金銭の入金があった直後に暗号資産に交換した上で、P2P プラットフォームに関連するウォレット宛てに出庫する、P2P プラットフォーム

に関連するウォレットから暗号資産の入庫を受けた後、すぐに現金化する等、P2P プラットフォームに関連するウォレットに係る不審な取引

5. マネロン等の国際的な規制における 2024 事務年度の新たな動向

（1）FATF 勧告 16 改訂：クロスボーダー送金の透明性向上

FATF では、クロスボーダー送金の透明性を向上させ適切なマネロン等リスク管理を確保するため、FATF 勧告 16 の基準改訂について議論が行われてきた。

本件改訂は、フィンテック系をはじめとする新たな事業者による送金業務への参入、先進的技術の普及及び新たなビジネスモデルの登場などによる市場構造の変化によって、送金の透明性が低下している中、“same activity, same risk, same rules”の原則を確保し、規制の抜け穴を防ぐとともに、犯罪者やテロリストによるクロスボーダー送金システムの悪用を阻止することを企図している。本件改訂の主なポイントは以下の3点である。

- ・ 送金ビジネスモデルの変化等を踏まえた、ペイメントチェーンの始点・終点の明確化と各主体が果たすべき義務の明確化
- ・ 送付元金融機関から受取先金融機関に送付する送金依頼人及び受取人情報の内容・質の改善
- ・ カード・ペイメントに係る勧告 16 適用除外条件の一部厳格化とクロスボーダーでの現金引き出しへの限定された通知義務の適用

今後 FATF では、粒度の高い FATF ガイダンスを作成するほか、勧告 16 の実施促進や課題特定などのための官民フォーラムを立ち上げることとしている。また、FATF は、本改訂の複雑性等を踏まえ実施について 2030 年末までリードタイムを取るとしている。今後は、本件改訂への対応に当たり、法令整備、業界の実務慣行の見直し、関連する決済・IT インフラの整備など、官民で広範な連携が必要と見込まれる⁴¹。

（2）FATF 勧告1改訂：金融包摂

2025 年2月、FATF にて、金融包摂をより促進することを目的とし、勧告1（リスク評価とリスクベース・アプローチ）が改訂された⁴²。

具体的には、各国に対して、リスクが低い場合には「簡素化された措置」⁴³の採用を

⁴¹ FATF による「Payment Transparency に関する FATF 勧告 16 の改訂」の公表について
<https://www.fsa.go.jp/inter/fatf/20250619/20250619.html>

⁴² FATF による金融包摂を促進するための基準改訂の実施及び市中協議文書「AML/CFT 及び金融包摂に関するガイダンスの改訂案」の公表について
<https://www.fsa.go.jp/inter/fatf/20250303/20250303.html>

⁴³ 簡素な顧客管理（Simplified Due Diligence）や取引モニタリング等が挙げられる。

奨励し、金融機関等による「簡素化された措置」の実施を後押しするよう改訂したほか、低リスク分野を特定するとともに、取り得る簡素化された措置に関するガイダンス等を、金融機関等向けに作成するよう求めている。

さらに、勧告1改訂に伴い、金融包摂及びマネロン・テロ資金供与対策に関する改訂ガイダンスも、2025 年6月に公表されている⁴⁴。

6. 金融庁所管事業者の取り扱う個別の商品・サービスに関する 2024 事務年度の新たな動向

（1）暗号資産に係る動向

暗号資産は世界的に取引額が増大しており、それに伴い暗号資産に関連した不正利用事案も発生している。暗号資産のリスクの増大を踏まえ、暗号資産交換業者には、適切なリスク低減措置の実施を求めているが、マネロン等対策に係るコストや専門人材の不足が課題となっている。

最近では、暗号資産、NFT⁴⁵等を取り扱う複数の事業者と関連技術提供者が連携して、マネロン等対策に必要なシステム及び情報を共有するための実証実験⁴⁶が行われ、課題もあるものの、業務の効率化につながる可能性や情報共有における一定の有効性が確認されるなど、今後の業務の実効性向上及び高度化を目指す動きが期待される。

ア 暗号資産に係る FATF での国際的な取組

FATF は、2019 年6月、暗号資産に関する FATF 基準（勧告 15）の採択を受け、政策企画部会（PDG）傘下に、暗号資産コンタクト・グループ（VACG）を設立しており、金融庁は、2025 年現在、PDG 及び VACG の共同議長を務めている。VACG では、暗号資産に関する基準実施状況等に関する年次報告書や、FATF 加盟国及び暗号資産関連サービスの活動が著しく重要なその他の法域を対象に、各法域における暗号資産に関する FATF 基準の実施状況を整理した一覧表を公表している。2025 年6月には、更新した一覧表を含む年次報告書のほかに、トラベル・ルー

⁴⁴ FATF ウェブサイト：FATF Publishes new Guidance on Anti-Money Laundering, Terrorist Financing Measures and Financial Inclusion
<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Financialinclusionandnpoiissues/guidance-financial-inclusion-aml-tf-measures.html>

⁴⁵ Non-Fungible Token。代替不可能なトークン。

⁴⁶ （株）日立製作所とデジタルアセット取引関連業者及び AML 関連技術提供者 12 社が連携し、2025 年 2 月から 4 月にかけて実証実験を実施。

（株）日立製作所ウェブサイト

<https://www.hitachi.co.jp/New/cnews/month/2025/02/0217.html>

ル⁴⁷の監督におけるベストプラクティスに係る報告書も公表されている⁴⁸。

イ 暗号資産取引における匿名化ツールの利用がもたらすリスク

暗号資産取引はブロックチェーン上に記録されるが、送金元及び送金先のウォレットアドレス、取引金額等を隠ぺいすることで、実際の資金移動経路の特定を困難にし、取引の匿名性を高めるツール（いわゆる「匿名化ツール」）が存在する。

FATF によると、匿名化ツールの代表格とされるミキサーは、ユーザーから受け入れた暗号資産を他のユーザーの取引と混合した上で出庫し、本来の入庫元及び出庫先アドレスの特定や暗号資産と取引の紐づけを困難にするものとされている⁴⁹。

また、FATF は、注意が必要な暗号資産取引として、ミキサーと直接又は間接的な関係のあるアドレス・ウォレットからの入庫や当該アドレス・ウォレットへの出庫を挙げている⁵⁰。

くわえて、国連安全保障理事会の北朝鮮専門家パネルは、北朝鮮が 2017 年から 2023 年の間に暗号資産関連会社へのサイバー攻撃等を行い、約 30 億ドル相当の暗号資産を窃取した疑いがあるとして調査を行った。大量破壊兵器の開発に充てられた可能性のある上記資金の一部については、ミキサーを含む様々な匿名化ツールや手法を用いることで資金の流れを隠蔽し、ロシアや中国にて提供されている金融サービス等を利用して資金洗浄されたとしている⁵¹。

ウ 匿名化ツールへの対応

我が国においては、ミキサーやブリッジ⁵²等の暗号資産の追跡を困難にするツールの広い使用は見られないものの、複数の我が国の暗号資産交換業者におい

⁴⁷ 暗号資産・電子決済手段の取引経路を追跡することを可能にするため、暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者に対し、暗号資産・電子決済手段の移転時に送付人・受取人の情報を通知する義務

⁴⁸ 金融庁ウェブサイトに FATF による公表物等へのリンクを掲載している。

https://www.fsa.go.jp/inter/fatf/fatf_menu.html

⁴⁹ FATF ウェブサイト：Virtual Currencies Key Definitions and Potential AML/CFT Risks
<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/reports/Virtual-currency-key-definitions-and-potential-aml-cft-risks.pdf>

⁵⁰ FATF ウェブサイト：Virtual Assets Red Flag Indicators of Money Laundering and Terrorist Financing

<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/reports/Virtual-Assets-Red-Flag-Indicators.pdf>

⁵¹ United Nations ウェブサイト：Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2680 (2023)

<https://docs.un.org/en/S/2024/215>

⁵² 異なるブロックチェーン間で暗号資産を移転するためのツール。

て、直接・間接を問わず当該ツールを介した取引が行われている。

暗号資産交換業者においては、ブロックチェーン分析ツール⁵³を利用してオンチェーンモニタリング⁵⁴を行っており、アドレスからミキサーやブリッジ等の匿名化ツールを介した直接及び間接取引を検知する態勢を整備している。特にミキサーについて、ブロックチェーン分析ツールでは、基本的には高リスク取引とされており、ミキサーと直接行う取引（以下「直接取引」）のみならず他のアドレスを介したミキサーとの取引（以下「間接取引」）が疑わしい取引として検知される態勢となっている。そのほか、過去にミキサーを利用したとしてブラックリストに登録されているアドレス及び取引形態に着目して、ミキサーの利用が疑われる取引を特定している事業者もみられる。

金融庁等において一部の事業者を確認したところ、特に、制裁対象となっているミキサー⁵⁵については、ブロックチェーン分析ツールにおいては、制裁対象として区分されており、暗号資産交換業者が、制裁対象となっているミキサーとの取引を検知した際は、直接取引であるか間接取引であるかにかかわらず、取引を行った顧客のアカウントを凍結した上で、疑わしい取引の届出を行っている。

一方、暗号資産交換業者において、制裁対象となっていないミキサーを介した取引を検知した際の対応については、疑わしい取引の届出を提出する事業者が大半を占めていたものの、顧客がミキサーを使用したことのみをもって即時に取引制限を実施するか否かについては、事業者によって対応が分かれている。

また、匿名化ツール全般についてマネロン等リスクが高いと認識し、上記に挙げたミキサー以外の匿名化ツールを介した取引を検知した場合も、当該ツールのアドレスを謝絶した上で、顧客への取引制限や疑わしい取引の届出を実施する事業者もみられる。

上記のような匿名化ツールの利用の検知や疑わしい取引の届出が、一部の暗号資産交換業者にとどまることなく業態全体で広く行われるよう、金融庁では、4. (4)で前述したように「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、匿名化ツールを介した取引が届出対象となり得ることの追記を検討している。

⁵³ ブロックチェーン上で取得可能なアドレス、取引履歴、残高等のデータに基づいて、疑わしい取引の検知や暗号資産の追跡等を行うためのツール。

⁵⁴ ブロックチェーン上で取得可能なアドレス、取引履歴、残高等のデータに基づいて、疑わしい取引を検知するためのモニタリング。

⁵⁵ 北朝鮮によるマネロン等を支援しているとして、米国財務省外国資産管理局（OFAC）が制裁対象に指定したもの。

（2）高額電子移転可能型前払式支払手段に係る動向

ア 高額電子移転可能型前払式支払手段が抱えるリスク

高額電子移転可能型前払式支払手段⁵⁶については、高額が残高チャージや、多額が残高譲渡を実際に行っている利用者は限られるとみられるものの、例えば、国際ブランドの前払式支払手段では、数千万円の高額チャージが可能なサービスも提供されているなど、マネロン等に利用される危険性が指摘されている。実際に、マネロン等の過程において前払式支払手段が悪用された事例が発生しており、その件数は増加傾向にある。

イ 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者への対応

資金決済法上、高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しようとするときは、第三者型前払式支払手段発行者の登録にくわえて、高額電子移転可能型前払式支払手段に係る業務実施計画の届出が必要である。業務実施計画の届出をした高額電子移転可能型前払式支払手段発行者は、犯収法上の特定事業者となり、ガイドラインの対象事業者となる。

ガイドラインに基づく態勢整備期限は 2024 年 3 月末であったが、新たにガイドラインの対象となる高額電子移転可能型前払式支払手段発行者についても、ガイドラインに基づく態勢整備が求められる。金融庁は、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者に対しても、経営陣主導の下、ガイドラインに基づく態勢整備を計画的に実施するように要請してきた。

金融庁としては、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者についても、他業態と同様、金融庁所管の特定事業者として、資金決済法に基づき、取引実態及びマネロン等リスク管理態勢に係る定量・定性情報の提出を求め、個別金融機関等に対するリスクの特定・評価を行っていく。高額電子移転可能型前払式支払手段発行者については、特に高額の高額チャージや多額の高額譲渡が可能であることに着目したモニタリングを実施していく。

（3）ステーブルコインに係る動向

ア 電子決済手段（ステーブルコイン）が抱えるリスク

2023 年 6 月 1 日、資金決済法が改正され、新たに「電子決済手段」が定義され、国内で「電子決済手段等取引業」を行うには、同法に基づく登録が必要となった。

⁵⁶ 第三者型前払式支払手段のうち、価値を電子的に移転することが可能で、かつ、高額の高額チャージや移転が可能なものについて、2023 年 6 月に施行された安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律により、「高額電子移転可能型前払式支払手段」として規定された。

電子決済手段（以下「ステーブルコイン」）は、法定通貨と連動する価値を有し額面で償還を約するもの等を指すとされており⁵⁷、資金決済法⁵⁸において4つに分類されている。ステーブルコインは、匿名性が高いこと、国境を越えて瞬時に移転が可能であること、資金源の偽装を図る取引に悪用される可能性があること等、暗号資産と同様の脆弱性が FATF のレポート⁵⁹で指摘されている。また、電子決済手段には、法定通貨の価値と連動するという性質から、将来的には幅広い分野で送金・決済手段として用いられる可能性があり、今後の社会への流通状況や技術的進歩等、電子決済手段を取り巻く環境に応じて、その危険度も急激に変化する可能性がある⁶⁰。

2022 年の犯収法の改正により、電子決済手段等取引業者に対して、トラベル・ルールが新設された。ただし、資金決済法第2条第5項第3号に規定する電子決済手段（特定信託受益権）については、受益権原簿により受益権者の氏名や住所等が把握できると整理されていたことから、当該特定信託受益権の移転においてはトラベル・ルールの適用が除外された。しかしながら、犯収法改正後、受益証券発行信託の仕組みによらない特定信託受益権の発行を検討する動きがみられるようになったため、信託会社等が特定信託受益権の送付人及び受取人の情報を把握することができない懸念がある⁶¹。このため、2025 年 1 月 22 日に公表された「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書では、電子決済手段等取引業者等に対し、受益証券発行信託によらない特定信託受益権を移転する際には、トラベル・ルールの適用等を通じて送付人及び受取人の情報を把握させることとし、金融庁等が適切に監督を行っていくことで、マネロン等リスクの軽減を図る必要があるとされた。

⁵⁷ 金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告（2025 年 1 月 22 日）

⁵⁸ 第2条第5項。電子決済手段とは、①物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権、前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの、②不特定の者を相手方として①に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの、③特定信託受益権、④上記①～③に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう、と定められている。

⁵⁹ FATF ウェブサイト：FATF Report to the G20 Finance Ministers and Central Bank Governors on So-called Stablecoins(June 2020)

<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/reports/Virtual-Assets-FATF-Report-G20-So-Called-Stablecoins.pdf.coredownload.pdf>

⁶⁰ 国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」（2024 年 11 月）第 5 （7）ア

⁶¹ 金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告（2025 年 1 月 22 日）
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250122/1.pdf

イ 電子決済手段の発行状況

資金決済法第2条第5項第1号に規定する電子決済手段の発行について、発行主体は資金移動業者及び預金取扱等金融機関に限られる⁶²が、預金取扱等金融機関による1号電子決済手段の発行は、適切な業務運営を確保するため、利用者保護に加え、健全性や金融システムに与える影響等、多角的な観点からの慎重な検討が求められる⁶³。2025 年6月時点では、我が国において預金取扱等金融機関による1号電子決済手段は発行されていない。

特定信託受益権の発行について、大手信託銀行を始めとする複数の金融機関等が発行や活用に向けた共同検討や実証実験を開始している。国内での電子決済手段の発行の動きが活発化しているが、2025 年6月時点では、実用化はされていない。

ウ 電子決済手段等取引業者への対応

2023 年の資金決済法改正以降、複数の事業者が電子決済手段等取引業者の登録に向けて検討を行っている。2025 年4月時点では、登録事業者は1社であり、実際に、我が国において電子決済手段(USDC)の取扱いが開始されている。

現状、電子決済手段等取引業者の登録数や取り扱う電子決済手段の種類等は限定的であり、また、我が国においては、電子決済手段の発行はされていないものの、今後、電子決済手段の発行・流通が進展することも想定され、それに応じてマネロン等リスクも拡大するおそれがある。電子決済手段等取引業者においては、環境の変化に伴うリスクの変化を機動的に捉え、適時適切にリスクの低減を図りつつ、利用者のニーズに応じたサービスを提供していくことが期待される。金融庁としても、こうした点に着目して登録事業者のモニタリングを実施していく。

(4) クロスボーダー収納代行に係る動向

ア クロスボーダー収納代行が抱えるリスク

収納代行⁶⁴については、2019 年の「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」において、①債権者が事業者や国・地方公共団体であり、かつ、②債務者が収納代行業者に支払いをした時点で債務の弁済が終了し、債

⁶² 金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」報告（2022 年 1 月 11 日）
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220111/houkoku.pdf

⁶³ 金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告（2025 年 1 月 22 日）
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250122/1.pdf

⁶⁴ 2019 年の「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」では、代金引換を含め、①金銭債権を有する債権者から委託又は債権譲渡を受けて債務者から資金を収受し、②当該資金を直接輸送することなく債権者に移転させる行為を典型的な収納代行として検討を行った。

務者に二重支払の危険がないことが契約上明らかである場合、為替取引に関する規制を適用する必要性は必ずしも高くないという整理がなされたところである。

他方、近年、国内と国外との間での資金移動であって、収納代行の形式で行われるもの（以下「クロスボーダー収納代行」）が、海外オンラインカジノや海外出資金詐欺等の事案で用いられていると考えられる事例が存在する。

例えば、2024 年の「犯罪収益移転危険度調査書」では、収納代行業を自称する犯罪グループが、実体のない法人の代表者となる者に法人名義口座を開設させ、その口座を組織的に管理することで、他の犯罪グループが実行した特殊詐欺、SNS 型投資詐欺、オンラインカジノ等による犯罪収益のマネー・ローンダリングを請け負っていた事例を挙げている。

イ クロスボーダー収納代行への対応

上記の背景を踏まえ、金融庁は「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」において、クロスボーダー収納代行への規制の適用についても議論を行った。2025 年 1 月 22 日に公表された報告書では、クロスボーダー収納代行のうち、為替取引に関する規制に服する銀行や資金移動業者が行うクロスボーダー送金と同機能を果たしていると考えられるものについては、リスクに比例的な規制として為替取引に関する規制を、過剰な規制とならないように留意しつつ適用することが考えられるとされた。

当該報告書の内容を踏まえ、金融庁は、2025 年 3 月 7 日に「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年 6 月 6 日、同国会において成立した。当該法律案において、クロスボーダー収納代行を行う場合については、基本的に資金移動業の登録が求められることとしている。その上で、利用者保護の観点からリスクが低いと考えられるものは、適用除外とすることとしている。

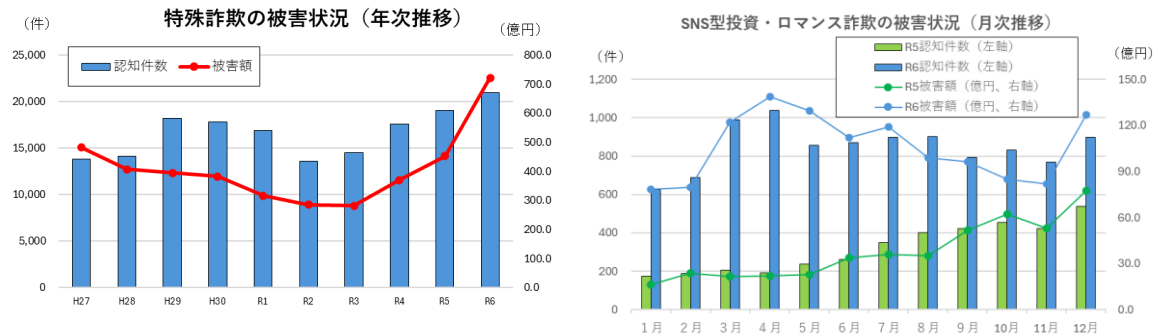
金融庁としては改正法の円滑な施行に向けて、下位法令の検討を進めていく。

第2章. 国民を金融犯罪から守るための取組

1. 金融犯罪対策に係る取組の現状

近年、フィッシングや特殊詐欺に加え、SNS 型投資・ロマンス詐欺など、従来の金融サービスを不正に利用した犯罪被害が拡大している⁶⁵。

【図表2】特殊詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺の被害状況



【出典】警察庁公表資料⁶⁶を基に金融庁作成

こうした金融犯罪の被害を防止し、国民の金融サービスに対する信頼を維持するため、犯罪対策閣僚会議⁶⁷において、2024 年6月に「国民を詐欺から守るための総合対策」(以下「総合対策」)が策定され、2025 年4月には「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」(以下「総合対策 2.0」)に改訂された。

金融庁においては、総合対策及び総合対策 2.0 における施策をはじめとして、国民が金融犯罪の被害に遭わないような環境の整備を関係省庁と連携し進めている。

金融庁と警察庁の間でも、足元の犯罪動向等について実務者レベルで定期的に情報交換を行っているほか、2025 年5月には、総合対策 2.0 の各種施策を実行し、国民を詐欺から守るためには、両庁でより緊密に意思疎通を図ることが重要との認識の下、局長級会合を開催した⁶⁸。

また、金融庁においては、金融犯罪対策について庁内の情報連携を深めるため、

⁶⁵ 足元の被害状況としては、「令和 6 年の犯罪情勢」（警察庁公表）によると、詐欺を含む財産犯による 2024 年の被害額は約 4,021 億円と前年比で 59.6%増加している。

⁶⁶ 警察庁ウェブサイト：令和 6 年における特殊詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）

https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2024.pdf

⁶⁷ 首相官邸ウェブサイト：犯罪対策閣僚会議

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>

⁶⁸ 警察庁と金融庁による局長級会合の開催について（2025 年 5 月）

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250527-2/20250527.html>

2023 事務年度に「金融犯罪対策連絡会」を設置した。2024 事務年度も継続して同会議を開催し、総合対策等に係る施策を推進している。

総合対策等を受けた主な施策は、以降に詳述する。

2. 「被害に遭わせない」ための対策

上述のとおり詐欺等の犯罪被害が拡大していることを踏まえ、金融庁では、総合対策等も踏まえた対策を進めているところ、詐欺的な投資に関する相談窓口の開設、無登録で金融商品取引業を行う者への対応、フィッシングや ATM による被害の防止等、金融機関の利用者を被害に遭わせないための対策を進めている。

犯罪者は常に犯行機会を窺っており、相対的に対策が脆弱な点を悪用して詐欺等を敢行する傾向がある。このことを踏まえ、利用者の被害発生を未然に阻止する、被害の拡大を防止するために、金融庁は、金融機関に対しても可能な限り様々な対策を重層的に検討・実施するよう求めている。

（1）詐欺的な投資に関する相談窓口の開設及び受付実績

金融庁では、2024 年 6 月 19 日、詐欺的な投資の取引による損害を被った場合に限らず、詐欺的な投資勧誘を受けて、不審に思った利用者や投資を悩んでいる利用者などからの相談等を受け付ける「詐欺的な投資に関する相談ダイヤル」を開設⁶⁹した。

上記窓口等で受け付けた詐欺的な投資に関する相談等に対し、金融サービス利用者相談室⁷⁰の専門相談員が他機関の相談窓口の紹介や論点の整理などのアドバイスを行った。

金融サービス利用者相談室で受け付けた 2024 年度の詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付件数は以下のとおり。

【図表3】詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付件数（2024 年度）

（単位：件）

区 分	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
詐欺的な投資勧誘	1,748	1,629	1,641	1,841	6,859
うち被害有	1,494	1,393	1,406	1,451	5,744

⁶⁹ 「詐欺的な投資に関する相談ダイヤル」の開設について

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240619/toshisagi.html>

⁷⁰ 金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・郵送等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

<https://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>

（2）無登録で金融商品取引業を行う者に対する取組

金融庁等では、無登録で金融商品取引業を行っている者（以下「無登録業者」）に対し、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、①違法な営業行為を直ちにやめるよう求める警告書を発出し、②投資家等への注意喚起のため、警告書を発出した事実等を金融庁ウェブサイトで公表するとともに、③捜査当局との間で、警告書を発出した無登録業者の情報を共有している。このほか、証券取引等監視委員会において金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止又は停止命令の申立てを行うなど、無登録業者による被害の拡大防止を図るための取組を実施している。

2024 年度の警告書の発出実績については、57 件となっている。うち国内所在業者（所在不明業者も含む）が 15 件、海外所在業者が 42 件である。

また、同年度に証券取引等監視委員会が実施した裁判所への禁止又は停止命令の申立件数は1件となっている。本件は、無登録で外国の法令に基づく集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱いを業として行っていた者に対して、投資家保護上、可及的速やかに禁止・停止させる必要があることから、当該違反行為の禁止及び停止の申立てを行ったもの⁷¹である。

なお、警告書の発出については近年、海外所在業者が、インターネットを通じて、無登録で店頭デリバティブ取引の勧誘を行っていることに対するものが最も多くなっている。

具体的には、海外所在の無登録業者が、インターネットに日本語ホームページを開設することにより、（実際に保有していない場合においても）海外当局の登録や免許等を有していることを当該サイト上に表示することで投資家を安心させた上で、外国為替証拠金取引（FX 取引）等の勧誘を行っているような例が散見される。

海外所在業者であったとしても、日本の居住者のために又は日本の居住者を相手方として金融商品取引を業として行う場合は、日本の金融商品取引法に基づく金融商品取引業の登録等が必要となるところ、当該登録等をせずに金融商品取引業を行うことは禁止されている。

海外所在の無登録業者は、業務の実態等の把握が難しく、仮にトラブルが生じたとしても業者への追及は極めて困難であり、投資家にとっては無登録業者との契約を行わないことが重要となる。

近年、SNS を使って無登録業者への口座開設や取引に係るキャッシュバック等の

⁷¹ Global Investment Lab 株式会社（グローバルインベストメントラボ社）及びその役員等 3 名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立てについて https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2024/2024/20240625-2.html

キャンペーンを誘い文句とし、そうした無登録業者の利用を推奨する SNS の投稿も見られている。

金融庁では、そうした過去に警告書を発出した無登録業者を推奨するような SNS 上の投稿に対しても、金融庁公式アカウントから投資家へ利用しないよう呼び掛けるなど、様々な媒体での情報発信や注意喚起を実施している。

（3）SNS 上の投資詐欺が疑われる広告等に関する取組

SNS 型投資詐欺の中には、著名人等になりすました SNS 上の投資広告や投稿等を端緒とするものがみられる。金融庁では、投資詐欺を目的とするような SNS 上の広告等が金融商品取引法に違反する可能性があることから、投資被害の拡大を防止する観点から、当該広告等に関して情報収集等の上、当該広告等の削除につなげるなど、SNS 事業者等と連携し対応を実施するため、2024 年 10 月に「SNS 上の投資詐欺が疑われる広告等に関する情報受付窓口」を設置⁷²した。

当該窓口では、そのような偽広告等をきっかけに投資や有料の投資アドバイスの勧誘を受けた、又は実際に投資詐欺の被害に遭った等の情報を持っている方を対象に、金融庁が広く情報提供を受け付け、情報を精査の上、金融商品取引法違反が疑われる当該広告等を特定できるような情報については、主要な SNS 事業者へ提供し、当該広告等の削除につなげることを目的としている。

なお、当該窓口にてこれまでに提供を受けた情報は、143 件⁷³となっている。

また、無登録業者が無料で投資助言を行う旨等の広告を行うことが、一定の場合に違法行為となり得ることを明確化するため、2024 年 11 月 22 日に「金融商品取引法等に関する留意事項について（金融商品取引法等ガイドライン）」⁷⁴、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」⁷⁵及び「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」⁷⁶を改正した。

具体的には、無登録業者が無料で投資情報の提供を行う等の広告等を行った場合であっても、その後の金融商品取引契約等へ誘い込むための入口となっている場合には、当該一連の行為を全体として捉えれば、違法な金融商品取引業等に該当し得ることについて明確化した。

⁷² SNS 上の投資詐欺が疑われる広告等に関する情報受付窓口の設置等について
https://www.fsa.go.jp/receipt/toushisagi_koukoku.html

⁷³ 2024 年 10 月から 2025 年 3 月末までの件数

⁷⁴ <https://www.fsa.go.jp/common/law/kinshouhou.pdf>

⁷⁵ <https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kinyushohin/index.html>

⁷⁶ <https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/index.html>

（４）フィッシング等による不正アクセス・不正取引への対策の現状と取組

我が国のインターネットバンキング（以下「IB」）に係る不正送金については、2024 年は発生件数が 4,369 件、被害総額は約 86.9 億円⁷⁷と、被害が前年から高止まりしている。また、2025 年上期には、証券会社のインターネット取引サービスでの不正アクセス・不正取引（第三者による取引）の被害が急増⁷⁸している。

こうした不正アクセスによる被害は、金融業界への信頼を揺るがしかねないものであり、被害の拡大防止のため、金融機関において不正アクセスへの対策の強化が喫緊の課題となっている。

金融庁は、警察庁とも連携し、一般利用者向けに注意喚起を行うとともに、金融機関に対しては、累次にわたり対策強化の要請を行っている。総合対策においては、なりすましメールへの対策として「送信ドメイン認証技術（DMARC⁷⁹）への対応促進」を始め、「フィッシングサイトの閉鎖促進」や「パスキー⁸⁰の普及促進」を掲げており、被害が高止まりしている状況も踏まえ、2024 年 12 月には、金融庁は警察庁と連携し、業界団体を通じて、金融機関にフィッシング対策強化の要請を行った。

さらに、上述の証券会社の事案では、その手口として、フィッシングサイトなどからの顧客情報（ログイン ID・パスワード等）の窃取だけでなく、顧客端末をマルウェアに感染させリアルタイムで当該端末を監視して顧客情報を窃取するものが想定されている。こうした事案も踏まえ、金融庁は、各金融機関に対して、認証の強化、ウェブサイト及びメールの偽装対策の強化、不審な取引等の検知の強化、取引上限額の設定、手口や対策に関する金融機関間の情報共有の強化、顧客への注意喚起の強化などの対策を求めていく。各金融機関の対応状況については、今後、検査・モニタリング等を通じてフォローアップしていく。

（５）ATM での詐欺被害防止に向けた取組

警察官等をかたり捜査（優先調査）名目で現金等をだましとる手口や税金還付等に

⁷⁷ 警察庁ウェブサイト：令和 6 年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について
https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R6/R06_cyber_jousei.pdf

⁷⁸ 「インターネット取引サービスへの不正アクセス・不正取引による被害が急増しています」
https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/chuui_phishing.html

⁷⁹ DMARC (Domain-based Message Authentication, Reporting, and Conformance) : SPF・DKIM の認証結果を利用し総合的に送信ドメイン認証を行う技術。受信したメールが正規の送信元から送られてきたかを検証できる技術の一つ。ドメイン管理者は、認証に失敗したメールの取扱いを送信側でポリシー（DMARC ポリシー）として宣言できる。これにより、なりすまされているメールは受け取らない、といった強いポリシーを受信側に伝えることができるようになる。

⁸⁰ パスワードが不要な認証技術。フィッシングサイト等の正規サイト以外のウェブサイトにおいては、認証が機能しないといった観点から認証技術の漏えいリスクを低減できる効果があるとされている。

必要な手続を装って被害者に ATM を操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る手口（いわゆる「還付金詐欺」）をはじめとする特殊詐欺は、手口が多様化・巧妙化する中、2024 年においても、依然として、認知件数・被害額ともに高水準にある。特に認知件数においては、65 歳以上の高齢被害者が占める割合が約 65%となっている⁸¹ほか、被害が幅広い年齢層に拡大している状況もうかがわれる。

こうした ATM 前での被害を防止するため、各金融機関においても、携帯電話にて通話しながら ATM を操作する等の行動をしている顧客に対する職員等による声掛けや、ポスターやチラシ等による注意喚起に努めているところ、以下のような対応事例もみられる。金融庁は、こうした先進的な取組を金融機関に共有することで、被害の未然防止を図っていく。

- ・ 電話をかけながら ATM を操作している顧客を検知する「AI カメラ」を一部 ATM に導入し、検知した際は、当該顧客にリアルタイムで電話を切るようサイネージにて通知。
- ・ 都道府県警察が開発したアプリをインストールしたスマートフォンがビーコンを設置した ATM に近づくと、詐欺被害防止のメッセージが顧客やその家族（要登録）にプッシュ通知で届く仕組みを導入。

また、警察庁において、被害拡大を抑制する観点から、高齢者の ATM 振込・引出限度額を少額とすること⁸²の制度化に向けた検討が進められている⁸³。なお、ATM 振込限度額については、地方公共団体において条例化する動きもみられる。例えば、大阪府においては、過去3年間に ATM から振込を行っていない 70 歳以上の高齢者を対象に、1 日当たりの振込限度額を 10 万円以下とする条例改正⁸⁴を行っている。

3. 「犯罪者のツールを奪う」ための対策

詐欺等の犯罪においては被害金の授受のために不正に開設・譲渡された預貯金口座が用いられており、預貯金口座の不正利用に係る対策が金融機関にとって急務となっている。

なお、犯罪資金の移転は複数の口座間・金融機関をまたいで行われることが多

⁸¹ 警察庁ウェブサイト：特殊詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等（令和 6 年・確定値）について

<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/sagi.html>

⁸² 詐欺被害の多い顧客層などを対象に、取引に一定の限度額を設ける措置を多くの金融機関において導入している。

⁸³ 本施策は総合対策及び総合対策 2.0 に盛り込まれている。

⁸⁴ 大阪府ウェブサイト：「大阪府安全なまちづくり条例」の一部改正について（2025 年 3 月 27 日改正、同年 8 月 1 日及び 10 月 1 日施行）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020110/20250324.html>

く、その実態を把握し、効果的な対策を講じるためには、単一の金融機関が人員・ノウハウも限られている中で全てを独力で解決することは事実上困難である。このことを踏まえ、金融庁では金融機関に対して他の金融機関や警察と密接に連携して対策を進めることを求めている。

（1）口座の不正利用等防止に向けた対策の強化

ア 口座の不正利用等防止に向けた対策に係る要請文の発出

上述のような状況を踏まえ、2024 年 8 月、金融庁は、預金取扱等金融機関の各業界団体等に対し、警察庁との連名で、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化を要請した⁸⁵（以下、当該要請に係る文書を「要請文」）。

要請文においては、口座開設時の実態把握、利用者のアクセス環境等に着目した検知、検知シナリオ等の充実・精緻化、出金停止・凍結等の措置の迅速化、他の金融機関との情報共有、警察への情報提供・連携の強化、の計 6 項目への対応を求めている。

こうした一連の対策の強化が図られることが、詐欺被害から顧客を守るのみならず、ひいては「詐欺の温床となっている」等の風評リスクから金融機関自身を守ることにもつながっていくものと考えられる。

イ 要請文のフォローアップ

金融庁等は、2025 年 1 月下旬、全ての預金取扱等金融機関に対して、要請文への対応状況に関するフォローアップアンケートを実施し、回答結果を集計・分析して得られた、各金融機関における要請文への対応状況や先進事例について、同年 4 月に各業界団体等を対象とした説明会を通じて還元した（フォローアップアンケートの結果概要については、別紙 2 を参照）。

金融庁等は今後も、継続的に同様のフォローアップを実施していく。

（2）金融機関間での情報共有の促進

単一の金融機関だけの取組では把握しうる事例・ノウハウに限界があることから、金融犯罪対策の高度化を効率的・効果的に図っていくためには、金融機関間で情報共有を積極的に行うことが重要となる。

業界内の情報共有に係る取組としては、業界団体において、説明会や勉強会を開催している例がある。金融庁もこうした場に参加し、金融機関に期待する事項について説明している。

⁸⁵ 法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について
<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20240823/20240823.html>

また、これまで、マネロン等対策については、各地域で近隣金融機関の連携・課題解決に資する情報交換を目的とした業界横断フォーラムを開催してきた。当初各地方で広域的に開催されていたものが、近隣金融機関同士での密接なコミュニケーションを企図して都道府県単位で開催されることが増えており、こうした場を活用し、口座の不正利用対策についても、不正利用の手口や対応事例等について、金融機関間で情報共有を行う動きも広がっている。

金融庁としてもこうしたフォーラムの開催支援を通じて、引き続き、各地域での情報共有を後押ししていく。

このほか、一般社団法人全国銀行協会（以下「全国銀行協会」）において、不正利用の疑いのある口座情報を銀行間で迅速に共有する仕組みについて検討が進められている（後述）。今後も、こうした詐欺被害を防止するための取組が広がり、従来のあり方に捉われない多様な連携が進んでいくことが期待される。

（3）金融機関による警察への情報提供・連携

金融機関においては、要請文を受けた形で、警察との間で情報連携を強める動きがみられる。具体的な情報連携のあり方やその内容については、当事者間の合意に基づくものであり一様ではないものの、例えば、各地域では金融機関と都道府県警察との間で以下のような取組事例がみられる。

- ・ 警察が保有する不正利用口座に関する情報を金融機関側へ迅速に提供し、金融機関側において振込済のデータから当該不正利用口座への振込の有無や同一人物/企業の可能性がある口座を調査の上、警察に情報提供することにより、被害拡大防止や未然防止につなげる
- ・ 金融機関が実施しているモニタリングを通じ、詐欺の被害に遭っている可能性が高いと判断した口座や詐欺等に不正利用されている可能性が高いと判断した口座に関する情報を警察へ迅速に提供し、被害拡大防止や迅速な犯罪捜査につなげる

こうした金融機関から警察に対する情報提供を契機として、更なる被害防止につながった例も多数存在する。

また、各地域だけでなく、全国を対象とした連携も進んでおり、2025 年1月のゆうちょ銀行、同年2月の PayPay 銀行に続き、6月には大手銀行等8行⁸⁶と警察庁との間で情報連携協定の締結が行われている。

⁸⁶ 三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、りそなグループ各行（りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行、みなと銀行）、三井住友信託銀行。

（4）在留期間が満了した外国人名義の口座の利用制限

帰国する在留外国人から不正に譲渡された預貯金口座が犯行に利用される実態がみられる⁸⁷ことを踏まえた対策として、2024 年 12 月、警察庁より、犯収法共管省庁宛に事務連絡⁸⁸が発出された。当該事務連絡においては、在留期間が満了した外国人名義の預貯金口座について、在留期間の満了日の翌日以降に在留期間の更新等がなされたことや在留期間更新許可申請等を行っていること等の「特段の事情」があることが確認されるまでの間、当該口座からの現金出金や他口座への振込を制限すること等を求めている。

金融機関においては、ガイドライン等を踏まえ、顧客のリスクに応じて顧客管理を行っているところであるが、在留期間の定めのある外国人顧客については、当該事務連絡も踏まえつつ、在留期間に基づいた適切なリスク低減措置を講じることが求められる。

なお、当該事務連絡等に基づく措置の実施に当たっては、金融機関は顧客の視点に立った対応も求められる点に留意する必要がある。

具体的には、在留外国人によっては、在留期間が満了していても適法に我が国に在留していることがあるため⁸⁹、顧客から在留期間の更新等の事実を確認した場合には速やかに通常どおりの取引を可能とすること等に留意するほか、在留期間満了前から早めに顧客に更新手続の有無を確認するなどの対応が必要となる。

また、上記事務連絡に関しては、警察庁・金融庁・出入国在留管理庁が連携し、複数言語で記載された在留外国人向けのリーフレット及びポスターを作成している。

リーフレット及びポスターの内容は、預貯金口座が悪用される事例が認められていることから、在留期間満了日の翌日以降に取引が制限される可能性があることを予め伝えるとともに、在留期間満了前に在留期間の更新等がなされたこと、又はそれらの申請中であることについて金融機関に連絡することを求めるものとなっている。なお、当該リーフレットは、全国の出入国在留管理局より入国時等に在留外国人に配付しており、また金融機関でも活用できるよう、業界団体を通じて各金融機関にもデ

⁸⁷ こうした実態は、国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」（2024 年 11 月）においても指摘されている。

⁸⁸ 2024 年 12 月 24 日付警察庁事務連絡「在留期間が満了した外国人の預貯金口座からの現金出金及び他口座への振込への対応等について」

警察庁ウェブサイト

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/20241224hansyu.pdf>

⁸⁹ 在留期間の定めのある外国人顧客が在留期間の満了後も引き続き我が国に在留するためには、出入国管理及び難民認定法上、在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請を行う必要があるが、当該申請に係る処分が在留期間満了日までになされないときは、当該顧客は、当該処分がされる時又は在留期間満了日から 2 か月が経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間、従来の在留資格をもって我が国に在留できるとされている。

一タを配付している。

（5）インターネットバンキングに係る対策強化

警察庁の発表⁹⁰によれば、2024 年の SNS 型投資・ロマンス詐欺被害のうち認知件数の約5割、総被害額の約6割が IB を利用した振込によるものとなっている。その背景としては主に、

- ・ ATM 等に比べて利用限度額の引上げを簡易に行うことができるため、1件当たりの被害額が高額化しやすい
- ・ 振込に当たり顧客と職員が直接接触する機会に乏しく、金融機関の窓口や ATM 前での声掛けといった注意喚起の効力が及びにくい

ことが考えられる。また、高額決済が可能な法人口座の不正利用も増加しており、その出入金には IB が用いられている。

総合対策 2.0 においては、IB を通じた被害の割合が高いことに着目した対策として、IB の初期利用限度額の適切な設定、IB の申込みがあった際や利用限度額引上げ時の利用者への確認や注意喚起等の取組を推進することとされた。

上記を踏まえ、金融庁としては、金融機関や業界団体等とも対話しながら、IB に特化した対策を進めていく。

（6）不正利用口座の情報共有

金融機関等においては、従来、疑わしい取引の届出につながる取引等について、個々の顧客に着目する顧客管理に加え、取引そのものに着目し、金融機関等における取引状況の分析、異常取引や制裁対象取引の検知といった取引モニタリング及び取引フィルタリングを行い、犯罪者の取引や口座を検知した場合には、該当する口座を凍結するなど、金融犯罪の拡大防止に努めてきた。

しかしながら、近年、特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺などの金融犯罪の被害額及び認知件数が急増しており、これらの犯罪が日本社会における深刻な脅威となっている。こうした中、銀行業界として金融犯罪の被害を減少させるために抜本的な対策強化に取り組む必要があるとの認識の下、全国銀行協会が「不正利用口座の情報共有に向けた検討会」を設置し⁹¹、金融機関間で不正利用口座の情報を共有する枠組みの構築に向けた議論を進め、「不正利用口座の情報共有に関する報告書

⁹⁰ 警察庁ウェブサイト：特殊詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等（令和 6 年・確定値）について

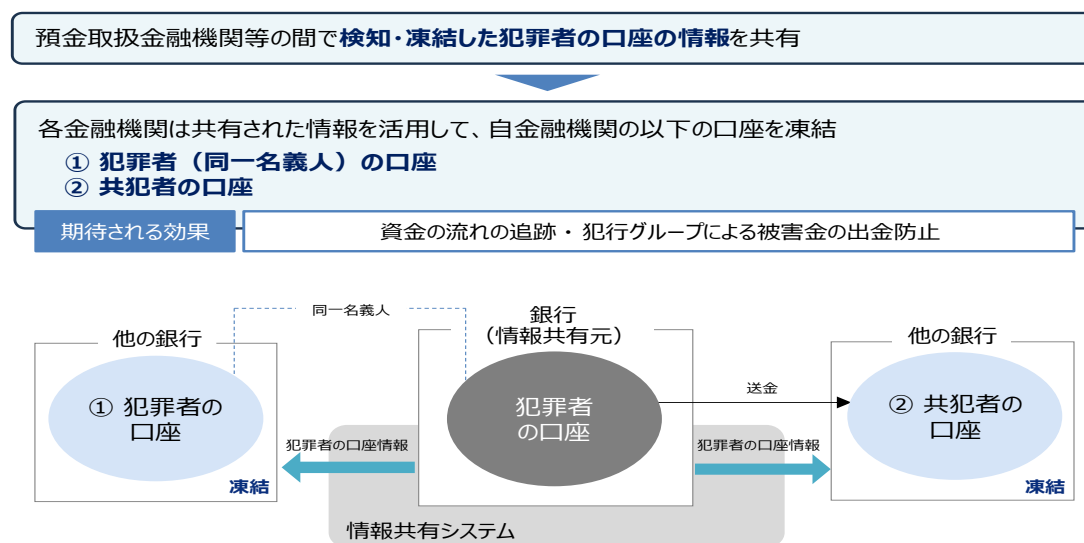
<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/sagi.html>

⁹¹ 全国銀行協会ウェブサイト：「不正利用口座の情報共有に向けた検討会」の設置について
<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2024/n122601/>

（2024 年度）（概要）」を整理・公表した（2025 年 3 月 31 日）⁹²。

報告書では、金融機関間で詐欺やマネロン等の犯罪に利用された口座の情報を共有する枠組み（各金融機関は、共有された情報を活用することで、自らの①被害者の口座、②犯罪者（同一名義人）の口座、③共犯者の口座、を検知することができるようになる）の構築は可能であり、法令等に係る論点についても、一定の整理が可能とした。

【図表4】金融機関間における情報共有等の枠組み（概要）



【出典】全国銀行協会資料より、金融庁作成

全国銀行協会では、今後、法制面については関係当局と協議を行い必要な措置を講じつつ、実務面の詳細設計及びシステム開発計画の策定を進めるとともに、環境が整い次第、試行的に情報共有を行うことを予定している。

金融庁では、特に個人情報の保護に関する法律に係る論点について、関係省庁と早急に調整を行うなど、金融機関による自主的な取組を後押しするとともに、金融機関に対して、詐欺被害が疑われる取引に対するモニタリングの強化等、口座の不正利用防止に係る対策の一層の強化を促すことで、国民を詐欺等の被害から守るための環境整備を行っていく。また、全国銀行協会が行うこととしている試行運用の結果も踏まえ、将来的には、銀行間だけではなく、協同組織金融機関も含めた預金取扱

⁹² 全国銀行協会ウェブサイト：「不正利用口座の情報共有に向けた検討会」報告書について
<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2025/n033101/>

等金融機関全体における情報共有や暗号資産交換業者との情報共有⁹³なども検討していく。

（7）本人確認の厳格化

近年、インターネット等を通じた非対面取引が拡大する中、同取引での本人確認については、対面取引に比べて、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等が容易であり、不正に開設された口座がマネロン等に悪用されるリスクが指摘されてきた⁹⁴。

我が国においては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2024 年 6 月 21 日閣議決定）等において、犯収法に基づく非対面での本人特定事項の確認方法を見直し、非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証（JPKI）⁹⁵に原則として一本化することとされた。このことを踏まえ、非対面での本人確認方法のうち、画像の読取による方法（e-KYC）など、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクの高い方法を廃止するために、警察庁において犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を令和 7 年 6 月 24 日に公布し、令和 9 年 4 月 1 日に施行される予定である。

また、対面での本人確認方法についても、IC チップ情報の読み取りを義務付けるため、同庁において同施行規則の改正に向けた対策の検討が進められている。

いずれも金融機関の実務に影響する改正となるため、システム対応等について計画的に準備していくことが必要となる。

なお、これらの改正により、口座開設時の本人特定事項の確認は、原則として IC チップの読み取りにより行われることとなるため、本人確認書類の偽変造等によるなりすましを防止できる効果が期待される⁹⁶。

他方、上記の点を踏まえれば、今後は真正に開設した口座の譲渡等による犯罪への悪用が見込まれるところ、金融庁としては、こうした傾向を捉えた対策を推進していく。

⁹³ 自由民主党の治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会が取りまとめた「組織的な詐欺から国民の財産を守るための対策に関する緊急提言」（2025 年 2 月 25 日）において、将来的には、預金取扱等金融機関間のみならず、暗号資産交換業者を始め金融インフラに関連する事業者全体における情報共有等の枠組みを創設することを視野に入れつつ、その在り方について検討すべきことが提言されている。

自由民主党ウェブサイト：組織的な詐欺から国民の財産を守るための対策に関する緊急提言
組織的な詐欺から国民の財産を守るための対策に関する緊急提言

https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/210075_1.pdf

⁹⁴ 非対面取引におけるリスク等は、国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」（2024 年 11 月）において指摘されている。

⁹⁵ デジタル庁ウェブサイト：公的個人認証サービス（JPKI）

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/private-business/jpki-introduction>

⁹⁶ IC チップ自体の偽変造は、一般的に券面の偽変造に比べて困難とされている。

4. 利用者向けの周知・広報の強化

マネロン等対策や金融犯罪対策を進めるに当たっては、関係省庁や金融機関等における対策のみならず、一般の利用者によるこれらの対策への理解と協力が必要となる。このため、金融庁等では、これまで政府広報媒体を活用した情報発信を行ってきたことに加え、2024 事務年度は後述のような各業界団体や関係省庁と連携した広報活動を実施した。今後、金融庁等では、口座が詐欺等の受け皿として悪用されることの防止に力点を置き、若年層を中心に利用者が口座の不正譲渡・売買に関与することのないよう、関係省庁や業界団体等と協力して情報発信、広報を進めていく。

（1）継続的顧客管理に係る官民一体・業界横断的な広報

金融機関等においては、マネロン等対策の一環として、継続的顧客管理のため、ダイレクトメールや郵送等により顧客情報の取得・更新に取り組んでいるものの、顧客からの回答が得られないケースが散見されている⁹⁷。

金融機関等が継続的顧客管理を円滑に進めるためには、顧客の理解と協力が不可欠であることから、金融庁等や各業界団体は、一般の利用者に向けて、それぞれ情報発信や広報活動を行ってきた。しかしながら、顧客の理解や協力が未だ十分ではないことから、苦情や協力拒否につながっており、金融機関等の現場で負担になっているとの声も金融庁に寄せられている。

このため、継続的顧客管理の重要性・必要性については官民一体となって戦略的かつ強力な広報を行うことが効果的であるとの認識の下、2024 年 12 月より、全国銀行協会を中心として、金融庁や警察庁、各業界団体⁹⁸が連携し、統一的なコンテンツを用いた官民一体・業界横断的な広報を展開した⁹⁹。具体的には、各金融機関でのポスターの店頭掲示、動画の放映・配信¹⁰⁰、新聞広告といった様々な広告媒体を活用して繰り返し情報発信を行い、広く利用者の意識向上を図った。

⁹⁷ 「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024 年 6 月）」（p10）「4. 継続的顧客管理に関する課題」に記載。

⁹⁸ 全国銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会

⁹⁹ 金融犯罪対策に係る業界横断的な広報について

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20241210-2/20241210.html>

¹⁰⁰ 当該コンテンツによる広報媒体（2024 年度）：BS テレビ、TVer、YouTube、Mediacaster（病院や薬局のデジタルサイネージ）

（2）金融犯罪対策に係る警察庁等と連携した広報

ア 金融機関の金融犯罪対策に係るチラシの作成

既述のとおり、金融庁は、2024 年8月に、預金取扱等金融機関の業界団体等に対し、警察庁と連名で口座不正利用等防止に向けた対策の強化に係る要請文を発出し、検知した取引に係る顧客への確認、出金停止・凍結・解約の措置の迅速化などを求めている。

金融機関がこのような対策を実施するに当たっては、顧客と接する金融機関の現場の取組が極めて重要となると同時に、顧客の理解・協力も必要となることから、こうした取組の一助となるよう、2025 年2月に警察庁と連携してチラシを作成した。

チラシは2種類作成しており、それぞれ、口座の売買やレンタルが違法であること、金融機関が取引の背景事情を伺う場合や取引の謝絶、警察への連絡を行う場合があることについて記載している。

当該チラシに関しては、金融庁ウェブサイトに掲載の上、業界団体を通じて各金融機関にデータを配付しており、金融機関の窓口担当者が顧客にチラシを手交しつつ、金融犯罪対策の意義・目的や、金融庁・警察庁をはじめ政府をあげた重要な取組であることを説明することに活用している。

イ 在留外国人向けのリーフレット及びポスターの作成

既述¹⁰¹のとおり、帰国する在留外国人から不正に譲渡された預貯金口座が犯行に利用される実態がみられることを踏まえ、第三者による預貯金口座の不正利用に係る対策について、警察庁及び出入国在留管理庁と連携の上、複数言語で記載された在留外国人向けのリーフレット等を作成・配付している。

¹⁰¹ 第2章3．（4）在留期間が満了した外国人名義の口座の利用制限

【図表5】各種広報資料



（左：業界横断的な広報）[出典]金融庁全国銀行協会ウェブサイト¹⁰²

（中央及び右：金融機関の金融犯罪対策に係るチラシ）[出典] 金融庁ウェブサイト¹⁰³



（リーフレット）[出典] 金融庁ウェブサイト：外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について¹⁰⁴

¹⁰² <https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20241210-2/20241210.html>

¹⁰³ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250204/20250204.html>

¹⁰⁴ <https://www.fsa.go.jp/user/livinginjapan.html>

コラム1：有効性検証の試行的な対話で把握した参考事例

金融庁等は、上記のとおり、2025 事務年度以降、有効性検証の取組状況について、検査・モニタリングを通じて確認していく。この検査・モニタリングにおいては、2025 年 3 月に公表したディスカッション・ペーパーを踏まえた対話を行う予定であるところ、実際に対話が実効可能か、修正すべき点がないか確認するために、一部金融機関等の協力を得て、2024 事務年度に試行的な対話を実施した。試行的な対話を通じて、金融機関等が有効性検証を実施する上での留意点や参考となる点を一部把握できたため、本コラムに記載する。金融機関等においては、有効性検証に取り組むに当たって、適宜以下の内容も参考にしていきたい。

（1）有効性検証に取り組むに当たり留意すべき点

ア ガイドラインで対応が求められる事項に対応するだけでは自らのマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できない

一部の金融機関等では、マネロン等リスクの特定・評価に係る業務において、自らの「固有リスク評価」「リスク低減措置の評価」「残存リスクの評価」を行っているものの、担当者の感覚（＝主観的な判断）等に基づき評価を決定している事例が確認された。本事例では、リスクの特定・評価について、ガイドラインで対応が求められる事項には対応しているものの、主観的な判断がなされており、その判断の妥当性が検証されていなかったことから、自らのマネロン等リスクの特定・評価の有効性を合理的・客観的に説明できなかった。この例に限らず、自らのマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明するためには、ガイドラインに基づき基礎的な態勢を整備するだけでなく、その有効性検証を実施する必要がある。

イ 主観的・属人的な業務の有効性は説明できない

一部の金融機関等では、疑わしい取引の届出業務について、第2線での疑わしい取引の届出要否の判断に係る明確な基準がなく、担当者の知見及び経験に基づいて判断している事例が確認された。本事例では、疑わしい取引の届出要否の判断が主観的・属人的になされており、その判断の妥当性を検証できておらず、自らの疑わしい取引の届出要否の判断の妥当性を合理的・客観的に説明できなかった。この例に限らず、自らのマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明するためには、業務に主観的な判断が介在していないか・業務が属人化していないかといった観点からも、有効性検証を実施する必要がある。

ウ リスク低減策の「整備」の有効性検証を実施できていない

一部の金融機関等では、コルレス管理に係る業務において、第1線が行ったコルレス先の格付の妥当性を第2線が確認する体制とすることで、格付判断の妥当

性を検証しており、リスク低減措置の実施に係る有効性を合理的・客観的に説明できていたものの、新たなコルレス契約を締結する際の本部宛報告や新規格付実施、既存コルレス先の格付見直し等のコルレス管理に係る手続自体の有効性を合理的・客観的に説明できていなかった。本事例に限らず、「リスク低減措置の実施」に係る検証は一定程度できているものの、「リスク低減策の整備」に係る検証が実施できていない例が見受けられた。自らのマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明するためには、リスク低減策が自らのリスクに見合ったものか等、整備したリスク低減策の有効性検証も実施する必要がある。

（2）有効性検証に取り組むに当たり参考とできる点

ア 自らのマネロン等対策業務を改めて整理し、計画を策定する重要性

一部の金融機関等では、自らの既存業務を見直したところ、有効性検証に位置付けることができる業務が複数あり、そういった業務の位置付けを整理し、追加で有効性検証として実施すべき内容を整理した上で、金融庁等による検査での指摘や内部監査指摘等も踏まえ、有効性検証の実施計画を策定した事例が確認された。計画策定に当たっては、既存業務の位置付けを整理することも有用と考えられる。

もともと、有効性検証は、経営陣・マネロン等対策担当部署／関連部署・内部監査部門など様々な階層が連携・協力をして実施する必要がある。そのため、組織全体で有効性検証の目的・役割分担・ゴールを明確にし、意思統一を図るためにもそのツールとして計画策定は必要不可欠とも考えられる。

イ 定量的な指標を用いることで合理的・客観的な説明が可能

一部の金融機関等からは、取引モニタリングの有効性検証として、疑わしい取引の検知数・届出数・検知率（検知した取引のうち届出に至った率）等の定量分析、自らの凍結口座分析等の定性分析の結果を利用して、不要な抽出基準を削除して検知率向上を図る一方、外部環境を踏まえた新たなシナリオ追加を随時検討している旨の説明がなされた。本事例のように、定量・定性分析の結果を活用して有効性検証を実施していれば、マネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できると考えられる。

当然に、表面的な数値の大小だけで必ずしも全てが説明できるものでもなく、その背景・原因としてどのような定性的要因があるかを合わせて考察することでより深度ある検証となり得るとも考えられる。

コラム2: 為替取引分析業者におけるマネロン等対策の取組事例

(1) 取引モニタリング等における新技術等の活用事例

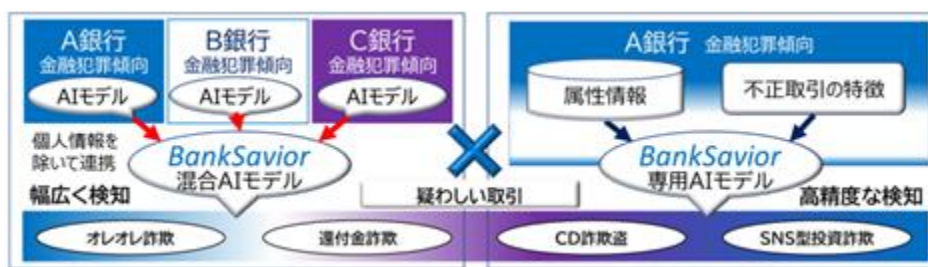
為替取引分析業者の中には、取引モニタリング等において AI の技術を活用したサービスを提供する取組も行われている。

このような取組により、金融機関等における取引モニタリングシステム等の誤検知削減や、疑わしい取引の届出に関する判定の効率化・高度化に係る支援が行われている。

ア SCSK RegTech Edge 株式会社

SCSK RegTech Edge 株式会社では、2024 年7月より、各金融機関等における犯罪取引傾向を学習した AI モデルによりリスク度合いをスコアリングするサービスの提供を開始した。

【図表1】AI モデルのイメージ



[出典] SCSK RegTech Edge 株式会社資料¹⁰⁵

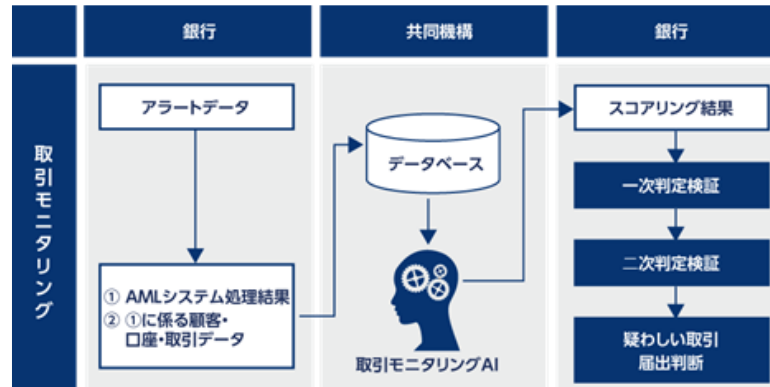
イ 株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構

株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構では、2025 年4月より、各金融機関等の取引モニタリングシステム等が検知したアラート/ヒット情報について、リスク度合いを AI によりスコアリングし、その結果を還元するサービスの提供を開始した。

SCSK RegTech Edge 株式会社と株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構のいずれにおいても、金融機関は、還元されたスコアリング結果をもとに、アラート毎に詳細な調査が必要か否かを判断し、調査が必要なものに集中的に人員を配置することで効率的なマネロン等リスク管理態勢を実現することを目指している。

¹⁰⁵ SCSK RegTech Edge 株式会社ウェブサイト
<https://scsk-re.co.jp/wp-content/uploads/2024/07/20240712.pdf>

【図表2】AI スコアリングサービスのイメージ(取引モニタリングの例)



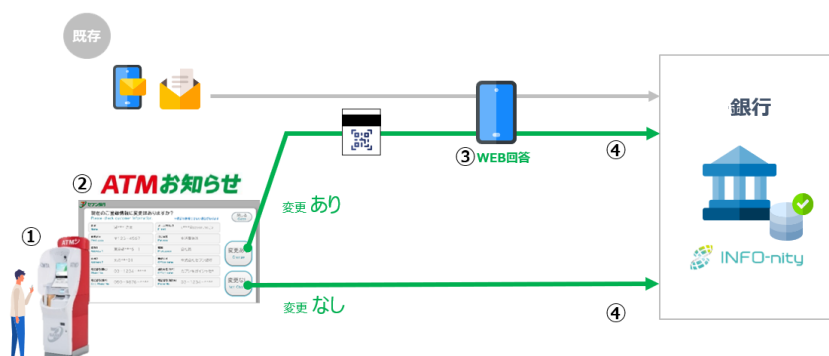
[出典] 株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構資料¹⁰⁶

(2) セブン銀行の ATM を活用した継続的顧客管理サービス

株式会社バンク・ビジネスファクトリーでは、セブン銀行とともに、2024 年 11 月より、当社が提供する継続的顧客管理業務ソリューション(INFO-nity)とセブン銀行の ATM を連携したサービスの提供を開始した。

本取組により、セブン銀行の ATM を利用する顧客に対し、出入金等の取引と併せて顧客情報の確認や最新化を促すことができるため、継続的顧客管理業務の効率化に寄与している。

【図表3】継続的顧客管理業務ソリューションサービスのイメージ



[出典] 株式会社バンク・ビジネスファクトリー資料¹⁰⁷より、金融庁作成

¹⁰⁶ <https://www.caml.co.jp/article/general/a111>

¹⁰⁷ <https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS96633/0fbb8f3c/cb9c/4746/9a1b/426c0af035c6/20241114101008480s.pdf>

コラム3: G7金融犯罪に対する行動要請

本年5月、カナダにおいて G7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、共同声明とともにマネロン等対策の強化に関する G7の具体的なコミットメントをまとめた「金融犯罪に対する行動要請」が採択された。本行動要請では、北朝鮮の暗号資産窃取に関する深刻な懸念を表明している¹⁰⁸。

主な内容は以下のとおりであり、金融庁においても、当該行動要請に基づき、引き続き国際的な取組に積極的に貢献するとともに、必要な国内対応を推進していく。

- ・ 北朝鮮等による暗号資産窃取が前例のない水準に達しているという深刻な懸念を表明。サイバーセキュリティやマネロン等対策の観点から、暗号資産に関する新たなリスクについて調査・情報交換を推進し、必要な措置を講じることに合意。
- ・ 暗号資産に関する金融活動作業部会（FATF）基準のグローバルな実施の加速や、ステーブルコイン、P2P 取引及び DeFi の悪用等から生じる新たなリスクに関する FATF の作業を引き続き支持。
- ・ クロスボーダー送金の透明性向上に関する FATF 基準を強化する進行作業に貢献することを合意。また、この作業と整合的なものとして、クロスボーダー送金の改善に向けた G20 ロードマップを支持。

¹⁰⁸ 財務省ウェブサイト：G7 財務大臣・中央銀行総裁会議（令和 7 年 5 月 20-22 日 於：カナダ・バンフ）

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/g7/g7_20250522_1.pdf